

第2期能代市自殺対策計画

[令和6～10（2024～2028）年度]

～誰も自殺に追い込まれることない能代の実現を目指して～

令和6（2024）年3月

能代市

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年に初めて3万人を超え、国を挙げてさまざまな取組を行った結果、平成22年以降は10年連続の減少となっておりましたが、令和2年には11年ぶりに増加に転じ、令和4年まで毎年2万人を超える水準で推移しております。

また、秋田県においては、令和4年に自殺者数が3年ぶりに200人を超え、人口10万人あたりの自殺死亡率は全国ワースト1位となっております。



本市では、平成28年に策定された自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に能代市自殺対策計画を策定し、基本目標「～誰も自殺に追い込まれることのない能代の実現を目指して～」を掲げ、自殺を個人の問題ではなく、社会的な問題としてとらえ、計画的に総合的な自殺対策に取り組んできました。

しかしながら、本市の自殺死亡率は、令和3年から2年連続で増加し、全国や秋田県より高い状況となっているほか、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など、自殺を引き起こす要因はより多様化・複雑化してきております。

こうした状況の下、本市の現況に合わせた対策をより効果的に推進するため、これまでの計画の見直しを行い、令和4年10月に閣議決定された、新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の趣旨を踏まえ、第2期能代市自殺対策計画を策定いたしました。

第2期計画では、前計画において取り組んできた5つの基本施策を引き続き推進するとともに、本市の課題である、高齢者への支援の強化、無職者・失業者への支援、こころとからだの健康問題に対する支援に加え、地域のネットワークの強化とともに自殺予防や心の健康づくりへの理解を深めることによる地域・市民全体の意識の醸成を重点施策として取り組んでまいります。

行政や、関係団体、民間団体、企業そして市民一人ひとりと連携・協働し、「誰も自殺に追い込まれることのない能代の実現」を目指します。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました、のしろ健康21推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました方々に心よりお礼申し上げますとともに、今後もより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
(1) 我が国における自殺対策の取組.....	1
(2) 秋田県における自殺対策の取組.....	2
(3) 能代市における自殺対策の取組.....	4
(4) 本計画策定の目的.....	5
(5) 本計画の策定体制.....	5
2. 計画の基本的事項.....	6
(1) 計画の位置づけ.....	6
(2) 計画の期間.....	7
第2章 自殺を取り巻く状況.....	8
1. 自殺者数の推移.....	8
2. 属性別にみた自殺者の推移.....	9
3. 本市における自殺の特徴.....	13
4. 市民意識調査結果からみた心の健康状況.....	14
5. 能代市の現状から見えた課題.....	17
第3章 第1期計画の進捗評価.....	18
1. 計画記載事業に対する進捗評価.....	18
(1) 計画記載事業の実施状況.....	18
(2) 施策・事業の進捗評価.....	18
(3) 今後の取組の方向.....	19
(4) 第2期計画から追記する事業.....	19
2. 第2期計画に向けた考え方.....	20
第4章 計画の方向性.....	21
1. 基本方針.....	21
(1) 生きることの包括的な支援の推進.....	21
(2) 関連施策との有機的な連携、総合的な取組の強化.....	21
(3) 対策のレベルや段階を意識した効果的な施策の展開.....	21
(4) 実践と啓発の一体的な推進.....	22
(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進.....	22
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に対する配慮（新）.....	22
2. 基本施策.....	23
3. 重点施策.....	25
4. 施策の体系.....	26
5. 計画の数値目標.....	27
第5章 施策の展開.....	28
1. 基本施策.....	28
基本施策1：地域におけるネットワークの強化.....	28
(1) 各機関との連携、各施策との連動性の向上.....	28
基本施策2：自殺対策を支える人材の育成.....	30
(1) ゲートキーパーの養成.....	30
(2) 自殺対策に関わる関係者の研修への支援.....	31

基本施策3：住民への啓発と周知.....	32
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施.....	32
(2) 自殺に関する正しい知識の普及.....	32
(3) 地域における相談体制の充実、相談窓口情報等の分かりやすい発信.....	33
(4) 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進.....	33
基本施策4：生きることの促進要因への支援.....	34
(1) 居場所づくりへの支援.....	34
(2) 心豊かな暮らしを支える健康づくりへの支援.....	34
(3) 遺された人への支援.....	35
(4) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者への支援.....	35
(5) 地域における相談体制の充実.....	35
(6) 社会全体の自殺リスクの低下促進.....	36
(7) いきいきと働くための環境づくりへの支援.....	41
基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	44
(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進.....	44
(2) 小・中学生への啓発.....	44
2. 重点施策.....	45
重点施策1：高齢者への支援.....	45
(1) 高齢者への相談支援.....	45
(2) 高齢者の孤立の防止.....	47
重点施策 2：無職者・失業者への支援.....	48
(1) 就業機会の確保.....	48
(2) 心身の健康等様々な問題の相談窓口の連携強化.....	49
重点施策 3：健康問題に対する支援.....	50
(1) こころの健康の確保.....	50
(2) からだの健康の確保.....	51
(3) がん患者等に対する支援.....	53
重点施策 4：地域・市民全体の意識の醸成.....	54
(1) 若い世代から全市民の意識の育み.....	54
(2) 支え合いの地域づくり.....	55
3. 計画の評価指標.....	56
第6章 計画の推進体制.....	58
1. 計画推進体制.....	58
2. 関係団体による計画推進体制.....	58
3. PDCAサイクルによる進行管理.....	59
資料.....	60
○自殺対策基本法.....	60
○「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要).....	64
○能代市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱.....	68
○のしろ健康21推進委員会設置要綱.....	69
○のしろ健康21推進委員会名簿.....	70
○心のセーフティネットふきのとうホットライン能代市窓口一覧.....	71

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

(1) 我が国における自殺対策の取組

我が国の自殺者数は、平成10(1998)年以降、毎年3万人を超えており、欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にありました。

「主要先進7か国でもっとも高い自殺率」は国全体の大きな問題の一つであり、平成18(2006)年10月には「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)が施行され(平成18年6月制定)、平成19(2007)年には自殺対策に関する国の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。そして、平成24(2012)年には大綱が改定され、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

こうして国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回ることとなりました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2(2020)年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準となっています。

そこで、令和4(2022)年10月に国では新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

＜新たな「自殺総合対策大綱」における基本方針＞

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

新たな「自殺総合対策大綱」においては、これまでの5つの基本方針に加えて、「6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」が追加され、自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮を図ることが明確にされました。

また、当面の重点施策として「女性の自殺対策を更に推進する」ことが追加されています。

(2) 秋田県における自殺対策の取組

平成4（1992）年に秋田大学の医師から秋田県の自殺者数が全国的に見ても非常に多いことが指摘されたことを契機に、秋田県では自殺を個人の問題ではなく、行政上の課題としてとらえ、早い段階から様々な自殺対策に取り組んでいます。

平成13年3月 (2001年)	「心の健康づくり」と「自殺予防」を重点分野として盛り込んだ健康増進計画の策定
平成13年度～ (2001年度)	自殺予防モデル事業の実施
平成14年度 (2002年度)	「ふきのとうホットライン」の相談体制の充実
平成17年度 (2005年度)	自殺予防モデル事業の拡大（現在は県内全市町村でモデル事業を参考にした自殺対策を実施）
平成18年度 (2006年度)	自死遺族や自殺未遂者等の心のケアを行うための相談窓口「あきたいのちのケアセンター」を設置（平成19（2007）年4月に設置、8月から相談開始）
平成21年度 (2009年度)	県庁内に知事をトップとする横断的組織として「秋田県自殺予防対策推進会議」を設置し、教育庁や県警本部とも連携した自殺予防の取り組みを開始
平成22年度 (2010年度)	自殺予防県民運動組織「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」を設立
平成27年度 (2015年度)	市町村巡回キャラバンを実施
平成29年度 (2017年度)	秋田県自殺対策計画（第1期）を策定 「秋田県地域自殺対策推進センター」を設置 市町村トップセミナーを開催
平成30年度 (2018年度)	「児童生徒のSOSの出し方教育」先進事例研修会の開催 SOSの出し方講座の開催（県立高校）
令和2年度 (2020年度)	SNS相談事業を開始
令和3年度 (2021年度)	秋田大学自殺予防総合研究センターを設置
令和5年3月 (2023年)	第2期秋田県自殺対策計画を策定

第2期秋田県自殺対策計画においては、新たな「自殺総合対策大綱」の基本方針を踏まえて、民・学・官・報の一層の有機的な連携を深めながら、地域における実践的な取組を展開し、「誰も自殺に追い込まれることのない秋田」を目指して、自殺対策を推進していくとしています。

< 第 2 期秋田県自殺対策計画における基本施策及び重点施策 >

◆基本施策

- ・市町村自殺対策計画の進捗管理、市町村・民間団体が行う活動支援の強化
- ・秋田ふきのとう県民運動の推進、地域・医療・福祉等のネットワークの強化
- ・医療従事者等や福祉に関わる職員など、自殺対策を支える人材の育成
- ・街頭キャンペーンやふきのとうホットラインの配布による住民への啓発と周知
- ・自殺未遂者や自死遺族への支援、孤独・孤立対策との連携による生きることの促進要因への支援
- ・児童生徒のSOSの出し方、大人のSOSの受けとめ方に関する教育の推進など

◆重点施策

- ・民・学・官・報が連携する自殺対策の推進や民間団体の人材育成に関する支援
- ・SNSの活用、子どものSOSの出し方、相談支援の拡充
- ・高齢者の傾聴サロン等の居場所づくり体制の強化、相談窓口の情報発信
- ・生活困窮者向け多重債務の相談窓口の連携強化、生活支援の充実
- ・経営者や勤労者向けの職場のメンタルヘルス対策
- ・医療関係者や相談機関相談員等への精神疾患等対応研修などの健康問題対策
- ・自殺未遂者の調査研究・検証・成果の活用及び地域・医療・福祉等の連携
- ・困難な問題を抱える女性や妊産婦への支援など

◆その他関連施策

- ・ふるさと教育や道徳教育の推進、教育相談体制の充実など

(3) 能代市における自殺対策の取組

平成17(2005)年度から自殺を行政上の課題としてとらえ、様々な対策に取り組んでいます。

平成17年度 (2005年度)	心の健康・自殺予防対策としての一次予防(啓発)活動開始 秋田県自殺予防対策モデル地区(平成17~19(2005~2007)年度) 及び厚生労働省科学研究「自殺対策のための戦略研究」介入地域(平成17~21(2005~2009)年度)に指定
平成18年度 (2006年度)	のしろ健康21推進委員会を設置し、自殺予防対策地或ネットワーク活動開始 心の傾聴ボランティア育成と活動支援開始 医療従事者啓発事業を実施(「心のケアナース」) 能代市自殺予防キャラクターデザイン及び一詩を一般募集
平成19年度 (2007年度)	地域のキーパーソンによる個別訪問「ぬくもり声かけキャンペーン」の実施 (~平成21(2009)年度) 健康展での啓発を開始
平成20年度 (2008年度)	心の傾聴ボランティア自主活動への相互連携を強化 こころの相談電話の開始
平成21年度 (2009年度)	副市長を会長とした横断的な組織として能代市自殺予防庁内連絡会議を設置 市役所窓口職員の自殺予防対応研修を開始 「地域自殺対策強化事業費補助金」による民間団体支援開始 のしろ健康21推進委員等による職場「ぬくもり声かけキャンペーン」の実施 (~平成24(2012)年度)
平成22年度 (2010年度)	「ふきのとうホットライン」による相談体制の充実
平成23年度 (2011年度)	高齢者のハイリスク者への心の健康相談訪問事業を開始
平成25年度 (2013年度)	成人式での啓発 メンタルヘルスに関する専門職(医療・介護・福祉施設従事者等)研修を開始
平成27年度 (2015年度)	メンタルチェックシステム「こころの体温計」を開始 自殺予防キャンペーン(緊急)を実施
平成29年度 (2017年度)	「さきがけいのちの巡回県民講座」(「健康を考える市民のつどい」との共催)を実施
平成30年度 (2018年度)	能代市自殺対策計画を策定
令和2年度 (2020年度)	SOSの出し方に関する教育を開始 こころの相談会を開始
令和3年度 (2021年度)	若者のためのこころの研修会を開始
令和5年度 (2023年度)	中学3年生への啓発としてリーフレット配布 全県一斉自殺予防キャンペーンを実施

(4) 本計画策定の目的

本市では、国や県における自殺対策の取組を踏まえ、平成 31（2019）年 3 月に「能代市自殺対策計画」を策定し、自殺を個人の問題としてではなく、社会的な問題としてとらえ、計画的に総合的な自殺対策に取り組んできました。

その間、自殺対策の成果が現れてきている一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など、自殺を引き起こす要因はより多様化してきています。

このような情勢の変化を踏まえ、令和 4（2022）年 10 月には国の「自殺総合対策大綱」が改定され、令和 5（2023）年 3 月には秋田県の自殺対策計画も 2 期計画へと改訂されました。

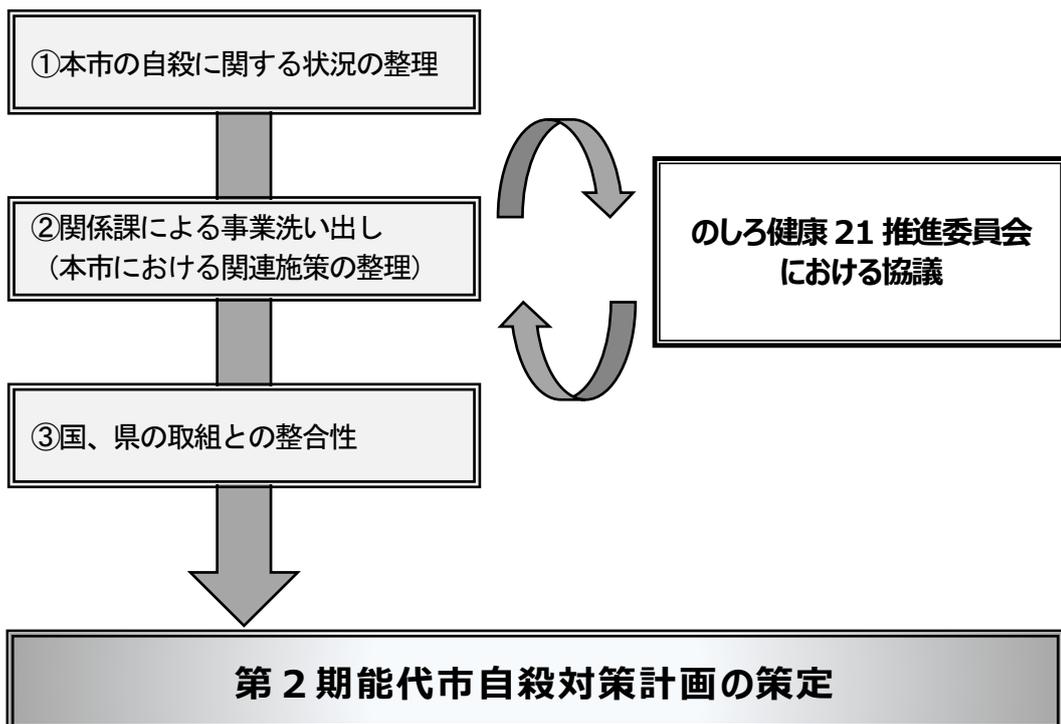
本市においても、平成 31（2019）年 3 月に策定した「能代市自殺対策計画」の計画期間が令和 5（2023）年度に終了することから、社会情勢の変化や、国や県の自殺対策の新たな動きなどを踏まえ、「第 2 期能代市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない能代の実現を目指して～」を策定します。

(5) 本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、自殺総合対策推進センターにおいて分析された「地域自殺実態プロフィール」の結果などを参考に、自殺対策の課題やポイントを明確にし、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の自殺対策に関する取組みとの整合性を図るとともに、本市における関連する取組について整理し、計画に反映しています。

計画内容については、のしろ健康 21 推進委員会において協議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。



2. 計画の基本的事項

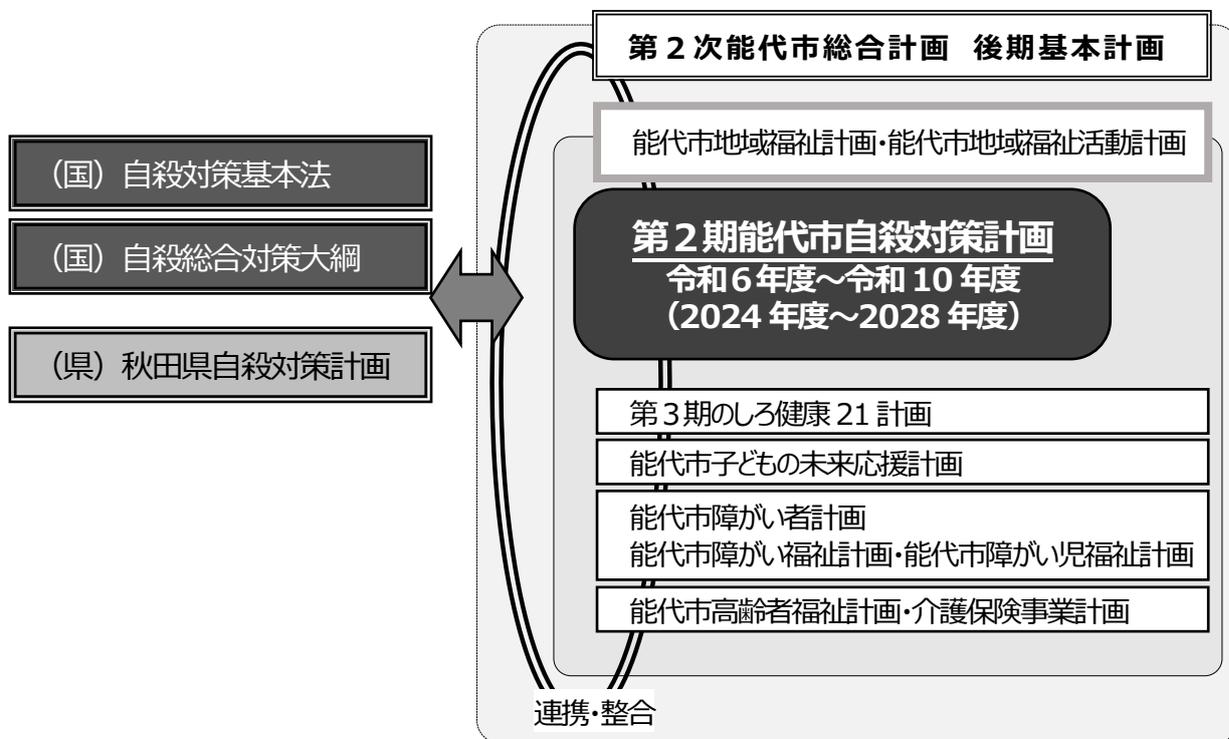
(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

「自殺対策基本法」第13条において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるもの」とされており、本計画は、同法に規定する「市町村自殺対策計画」に相当します。

また計画の内容については、「自殺総合対策大綱」で示された方向性を踏まえて整理しています。

2) 関連計画との関係



3) SDGsとの関連

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画においてもSDGsの達成を見据えて各取組を推進するものとします。SDGsの17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の5つの目標の達成に本計画が寄与することを念頭に置きながら、施策の検討や具体的な取組を進めていくこととします。



(2) 計画の期間

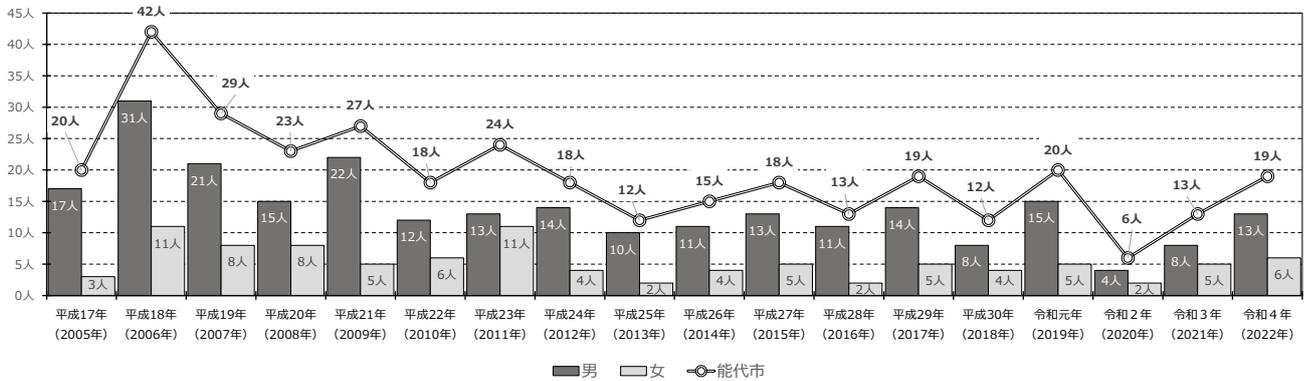
本計画の期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

計画期間中においても、法改正や社会情勢の変化、制度の改正などがあつた場合には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

第2章 自殺を取り巻く状況

1. 自殺者数の推移

①本市における自殺者数の推移

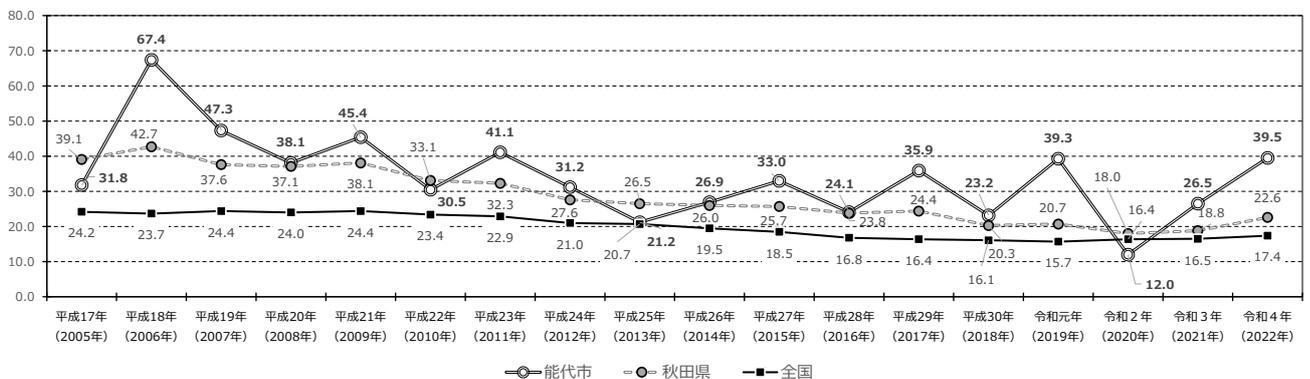


資料：厚生労働省「人口動態統計」

本市の自殺者数は平成18(2006)年をピークに全般的に減少傾向となっていますが、令和2(2020)年以降は増加傾向となっています。

また、各年自殺者数は女性よりも男性の方が多くなっています。

②本市における自殺率（人口10万人あたり）の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

自殺率（人口10万人あたり）は国、県ともに概ね減少傾向となっています。

本市においても平成18(2006)年以降は全般的に減少傾向となっていますが、平成25(2013)年以降は増減を繰り返しながらやや増加しており、令和2(2020)年以降は連続して増加しています。

地域における自殺の基礎資料：地域の自殺対策を推進するため、警察統計に基づく自殺者数等について厚生労働省が公表する資料。本計画では、「居住地」で集計されたものを参考としています。
人口動態統計（厚生労働省）：日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上。

2. 属性別にみた自殺者の推移

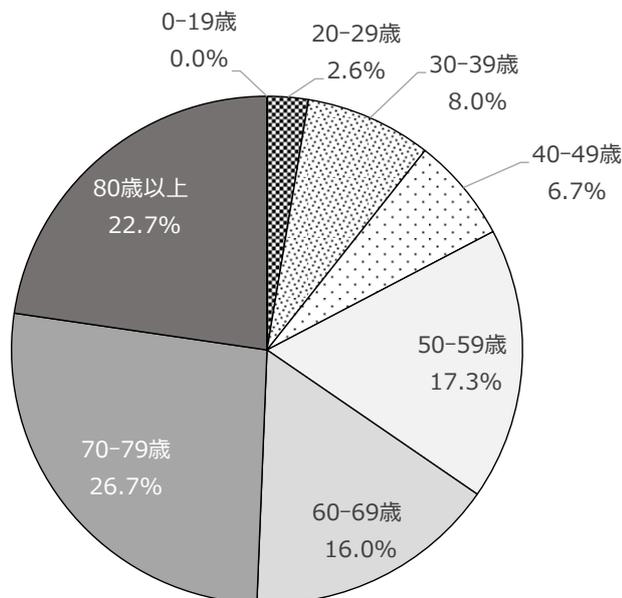
①年代別自殺者数の推移

○年代別自殺者数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
0-19	0人	0人	0人	0人	0人
20-29	0人	0人	0人	1人	1人
30-39	0人	2人	1人	1人	2人
40-49	1人	1人	0人	0人	3人
50-59	1人	5人	0人	3人	4人
60-69	5人	1人	2人	1人	3人
70-79	2人	8人	3人	5人	2人
80以上	2人	5人	2人	3人	5人
不詳	0人	0人	0人	0人	0人
合計	11人	22人	8人	14人	20人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

＜直近5年間[平成30～令和4年(2018～2022年)]の合計値に基づく、各年代の構成比＞



○年代別自殺率（人口10万人あたり）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
0-19	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20-29	0.0	0.0	0.0	32.7	33.5
30-39	0.0	42.2	22.4	23.7	49.8
40-49	15.0	15.2	0.0	0.0	48.6
50-59	14.2	72.8	0.0	45.0	60.8
60-69	52.2	10.8	22.8	12.0	37.3
70-79	25.2	99.2	35.6	57.4	22.9
80以上	26.2	64.9	26.1	38.7	64.3

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別にみると、各年50代からやや自殺者数が多くなっていますが、年代別自殺率（人口10万人あたり）をみると、50代前の20代、30代でも年によっては自殺率が高くなっています。70代以上は毎年やや高めの自殺率となっています。

②男女別自殺者数の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
男	8人	17人	4人	8人	14人
女	3人	5人	4人	6人	6人
計	11人	22人	8人	14人	20人
男性比率	72.7%	77.3%	50.0%	57.1%	70.0%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男女別にみると、概ね女性よりも男性の方が自殺者数が多く、男性が自殺者の7割を占める年が多くなっています。

③同居人の有無別自殺者数の推移

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
あり	10人	17人	8人	10人	16人
なし	1人	5人	0人	4人	4人
計	11人	22人	8人	14人	20人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

同居人の有無別にみると、毎年、同居人ありの方がなしよりも自殺者数が多くなっています。

④職業別自殺者数の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
職業別	有職者	2人	7人	0人	3人	9人
	自営業・家族従事者	1人	2人	0人	0人	
	被雇用・勤め人	1人	5人	0人	3人	
	無職	9人	15人	8人	11人	11人
	学生・生徒	0人	0人	0人	0人	0人
	無職者	9人	15人	8人	11人	11人
	主婦	0人	0人	0人	0人	0人
	失業者	1人	0人	1人	0人	2人
	年金・雇用保険等生活者	6人	13人	6人	9人	8人
	その他の無職者	2人	2人	1人	2人	1人
	職業不詳	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	11人	22人	8人	14人	20人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※令和（2022）4年から、「自営業・家族従事者」「被雇用・勤め人」のデータは「有職者」に一本化

職業別にみると、毎年、自営業・家族従事者や被雇用・勤め人よりも、無職の自殺者が多く、無職の中でも年金・雇用保険等生活者が多くなっています。

⑤原因・動機別自殺者数の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
原因・ 動機別	家庭問題	1人	7人	1人	1人	0人
	健康問題	9人	14人	7人	3人	3人
	経済・生活問題	7人	4人	2人	2人	1人
	勤務問題	0人	2人	0人	1人	2人
	交際問題	0人	0人	0人	0人	0人
	学校問題	0人	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人	0人	1人
	不詳	0人	0人	0人	8人	14人
合計		17人	27人	10人	15人	21人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

原因・動機別にみると、平成30(2018)年以降、健康問題による自殺者が多くなっていましたが、令和元(2019)年以降減少し、令和4(2022)年には原因について不詳の人が多くなっています。

⑥自殺企図の場所別自殺者数の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
場所別	自宅等	7人	16人	6人	11人	13人
	高層ビル	0人	0人	0人	0人	0人
	乗物	1人	3人	0人	2人	1人
	海(湖)・河川等	2人	2人	2人	0人	0人
	山	0人	1人	0人	0人	2人
	その他	1人	0人	0人	1人	4人
	不詳	0人	0人	0人	0人	0人
合計		11人	22人	8人	14人	20人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の場所については毎年自宅等がもっとも多くなっています。

⑦自殺企図の手段別自殺者数の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
手段別	首つり	9人	13人	6人	12人	18人
	服毒	0人	3人	0人	0人	0人
	練炭等	1人	3人	0人	1人	1人
	飛降り	0人	0人	0人	0人	0人
	飛込み	0人	0人	0人	0人	0人
	その他	1人	3人	2人	1人	1人
	不詳	0人	0人	0人	0人	0人
合計		11人	22人	8人	14人	20人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の手段については毎年首つりがもっとも多くなっています。

⑧自殺の曜日別自殺者数の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自殺の 曜日 別	日曜	1人	3人	1人	5人	3人
	月曜	2人	0人	3人	2人	3人
	火曜	4人	2人	0人	1人	1人
	水曜	1人	6人	1人	0人	5人
	木曜	1人	4人	1人	4人	1人
	金曜	0人	1人	2人	0人	4人
	土曜	1人	2人	0人	2人	2人
	不詳	1人	4人	0人	0人	1人
	合計	11人	22人	8人	14人	20人

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

曜日別にみると、日曜、水曜、木曜がやや多くなっています。

⑨自殺の時間帯別自殺者数の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自殺の 時間 帯 別	0-2時	0人	0人	0人	0人	0人
	2-4時	0人	0人	0人	0人	0人
	4-6時	0人	0人	0人	0人	0人
	6-8時	0人	0人	0人	0人	0人
	8-10時	0人	0人	0人	0人	0人
	10-12時	1人	0人	0人	0人	0人
	12-14時	1人	0人	0人	0人	0人
	14-16時	1人	0人	0人	0人	0人
	16-18時	0人	1人	0人	0人	0人
	18-20時	0人	0人	0人	0人	0人
	20-22時	0人	0人	0人	0人	0人
	22-24時	0人	0人	0人	0人	0人
	不詳	8人	21人	8人	14人	20人
合計	11人	22人	8人	14人	20人	

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

時間帯については不詳がもっとも多くなっています。

⑩自殺未遂歴の有無別自殺者数の推移

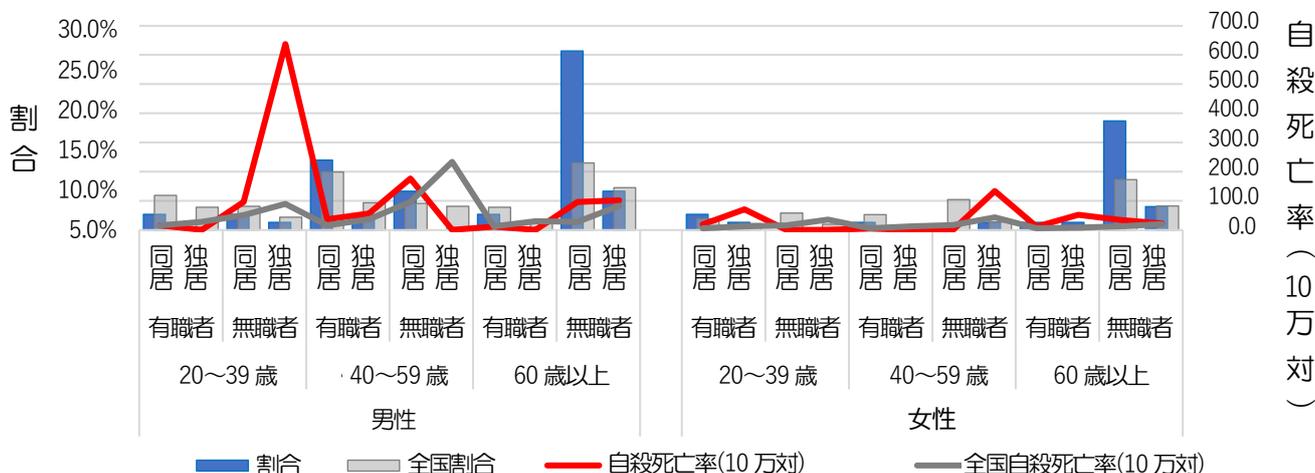
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自殺未遂歴	あり	0人	1人	2人	2人	2人
	なし	2人	4人	5人	12人	17人
	不詳	9人	17人	1人	0人	1人
合計	11人	22人	8人	14人	20人	

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺未遂歴の有無別にみると、毎年、自殺未遂歴がない人の方がある人よりも自殺者が多くなっています。

3. 本市における自殺の特徴

地域の主な自殺者の概要 [平成 30～令和 4 年 (2018～2022 年) 合計]



資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（JSCP）にて個別集計

地域の主な自殺者の特徴 [平成 30～令和 4 年 (2018～2022 年) 合計]

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 男性 60 歳以上無職同居	23	30.7%	95.8	失業 (退職) → 生活苦 + 介護の悩み (疲れ) + 身体疾患 → 自殺
2 位: 女性 60 歳以上無職同居	14	18.7%	34.2	身体疾患 → 病苦 → うつ状態 → 自殺
3 位: 男性 40～59 歳有職同居	9	12.0%	37.0	配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺
4 位: 男性 40～59 歳無職同居	5	6.7%	176.2	失業 → 生活苦 → 借金 + 家族間の不和 → うつ状態 → 自殺
5 位: 男性 60 歳以上無職独居	5	6.7%	101.5	失業 (退職) + 死別・離別 → うつ状態 → 将来生活への悲観 → 自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（JSCP）にて個別集計

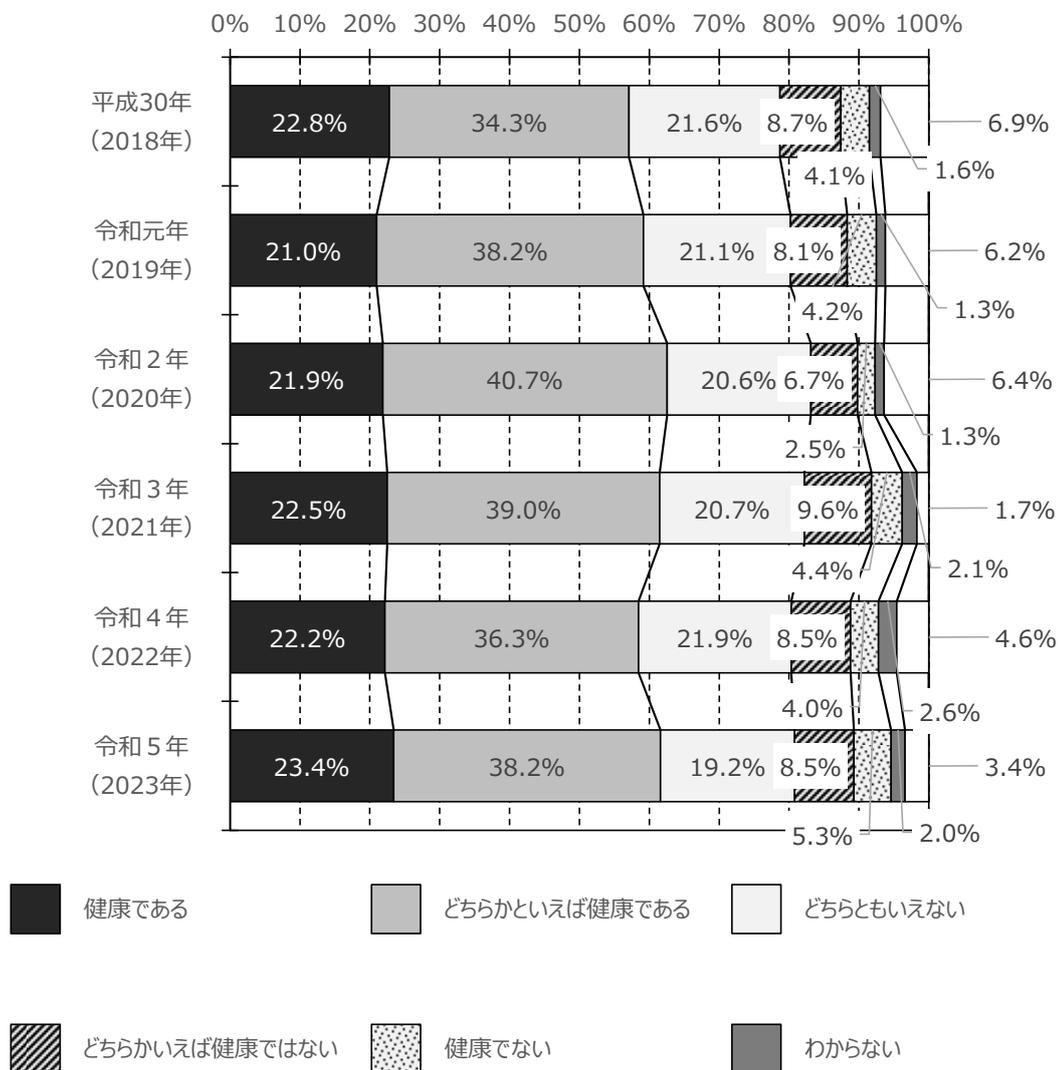
- 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- * 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センター（JSCP）にて推計。
- ** 「背景にある主な自殺の危機経路」はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推計したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意。

本市の自殺者では、男女とも、“60 歳以上・無職・同居”の割合が高く、男性の“40～59 歳・有職・同居”、“40～59 歳・無職・同居”、“60 歳以上・無職・独居”と続きます。

無職者では、失業や退職から生活苦に、介護の悩みや身体疾患等が加わり、うつ状態に陥り自殺に至ることが考えられます。また、有職者では、配置転換や過労、職場の人間関係の悩みなどが加わり、うつ状態から自殺に至るものと考えられます。

4. 市民意識調査結果からみた心の健康状況

①市民の心の健康状態

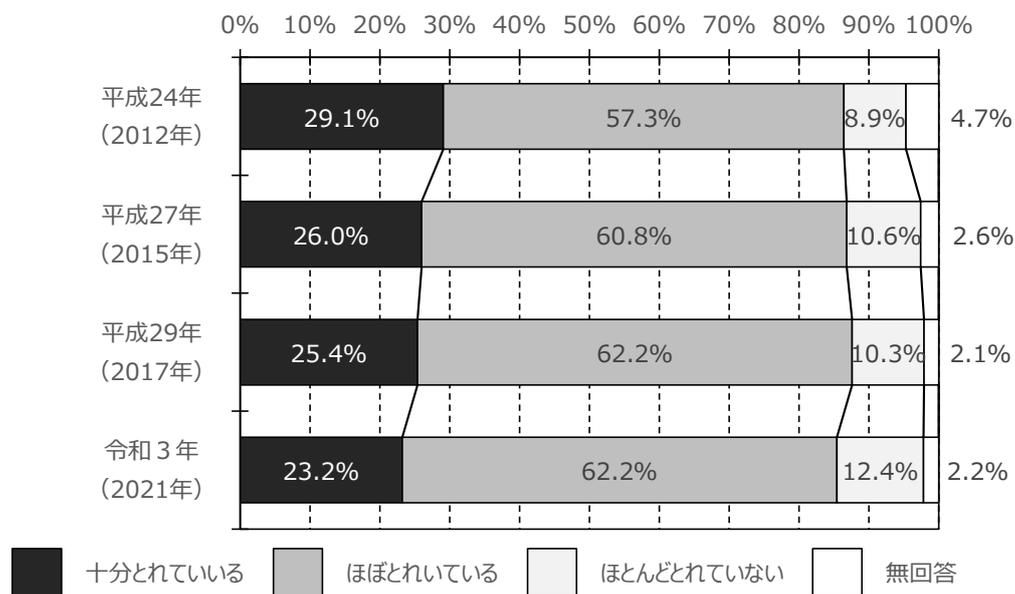


資料：地域情報課「市民意識調査結果」

市民意識調査における「あなたの心の健康は？」という設問における回答結果をみると、令和4（2022）年まで回答傾向に大きな違いはなく、「どちらかといえば健康である」がもっとも多く、「健康である」という回答とあわせると、心については健康という回答が6割前後を占めています。

一方、「どちらかといえば健康ではない」、「健康でない」という回答はあわせると、心が健康ではないという回答は毎年1割前後を占めています。

②睡眠による休養の取得状況

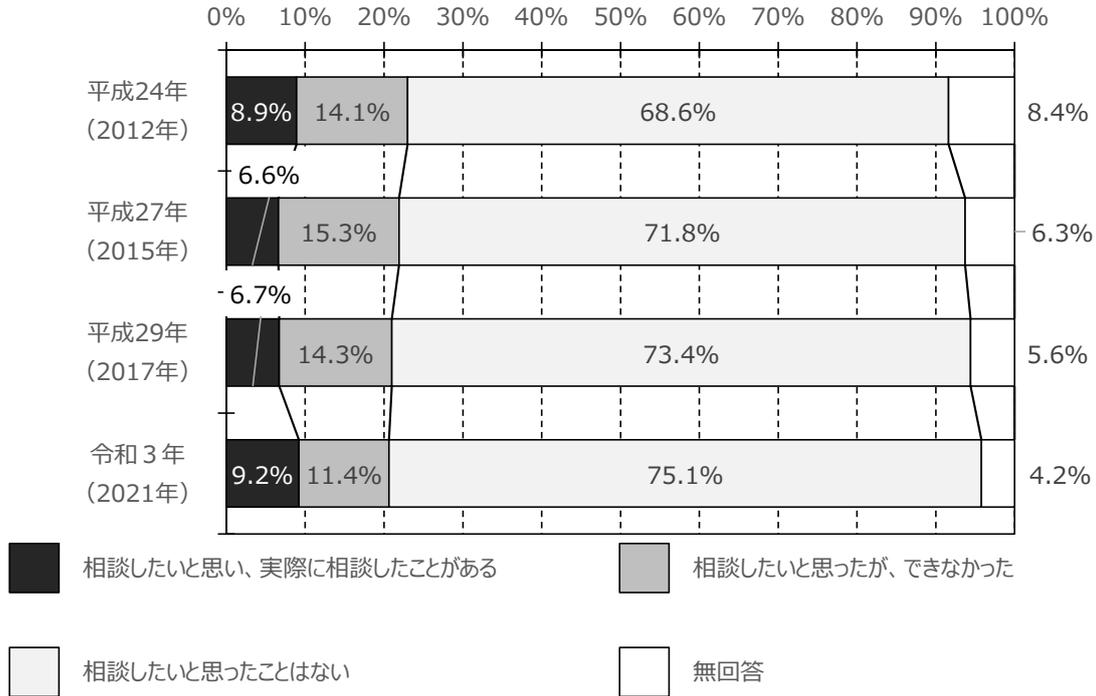


資料：健康づくり課「市民健康意識調査結果」

市民意識調査における「睡眠による休養が十分とれていますか？」という設問（数年おきに質問）における回答結果をみると、平成 24（2012）年以降、「ほぼとれている」という回答が6割前後でもっとも多く、「十分とれている」とあわせると、8割以上が睡眠はとれているとしています。

しかし「十分とれている」だけをみると、平成 24（2012）年は 29.1%だったものが、令和 3（2021）年には 23.2%と割合が減少しており、睡眠の質は低下しているのではないかと考えられます。

③ストレスや悩みの専門機関への相談経験

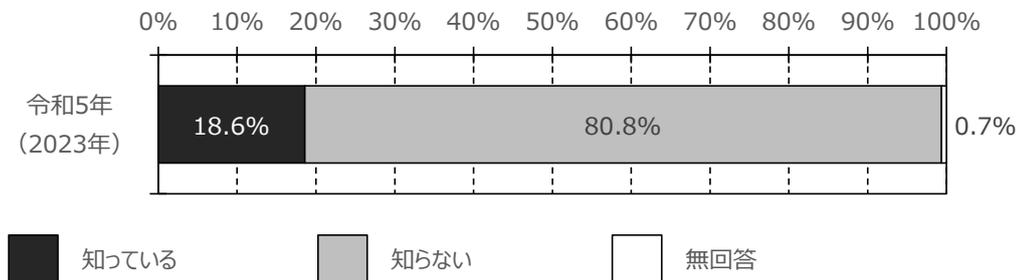


資料：健康づくり課「市民健康意識調査結果」

市民意識調査における「ストレスや悩みなどを専門機関に相談したことはありますか？」という設問（数年おきに質問）における回答結果をみると、平成 24（2012）年以降「相談したいと思ったことはない」がもっとも多く、令和 3（2021）年には 75.1%と割合も増加しています。

「相談したいと思い、実際に相談したことがある」は年によりばらつきはあるものの大きな増減はなく、「相談したいと思ったが、できなかった」は概ね減少傾向となっているため、これらをあわせたストレスや悩みを専門機関に相談したいと思ったという回答はやや減少傾向となっています。

④「心の傾聴ボランティア」「心はれればれゲートキーパー」の認知度



資料：健康づくり課「市民健康意識調査結果」

「心の傾聴ボランティア」または「心はれればれゲートキーパー」について知っているかについて聞いたところ、「知っている」という回答は 18.6%で、8割の人は「知らない」（80.8%）となっています。

5. 能代市の現状から見た課題

能代市の自殺者数は長期的にみると減少傾向にありますが、増減を繰り返す傾向にあり、全国、秋田県と比べても高い水準が続いています。年代別では、60歳代以上で60%以上を占め、70歳以上では約50%を占めています。

主な自殺者の実態からは、失業や退職を起点とし、うつ状態につながり、自殺に陥っていることが危機経路に散見されます。また、身体疾患が原因となり、病苦からうつ状態に陥ることも多くなっており、うつなどの精神疾患の他、がんなどの慢性疾患を抱える方も自殺の危機に陥るリスクが高いと考えられます。

それに対して、意識調査では悩みの相談経験がない、または相談したいと思っただけが8割以上を占めるほか、傾聴ボランティアやゲートキーパーの認知度が2割以下にとどまることがわかりました。

こういったことから、高齢者への支援の強化、無職者・失業者への支援の継続、こころとからだの健康に対する支援、地域のネットワークの強化とともに自殺予防や心の健康づくりへの理解を深めることによる地域・市民全体の意識の醸成が重要と考えられます。

< 能代市の課題 >

- ・ 高齢期の自殺が多い
- ・ 失業・退職を起点としたうつや、健康状態に起因した自殺者が多い
- ・ 気軽に相談できる環境整備やネットワークづくりが必要
- ・ 自殺予防に対する意識の醸成が必要



能代市自殺予防キャラクター
こころん

第3章 第1期計画の進捗評価

1. 計画記載事業に対する進捗評価

第1期の能代市自殺対策計画においては、15（基本施策=5、重点施策=5、生きる支援の重点施策=5）の柱に沿って、89の施策・事業（再掲含む）について取り組んできました。

これらの施策・事業について、各事業の担当課においてこれまでの進捗を評価し、次期計画に向けた方向性について確認を行いました。

(1) 計画記載事業の実施状況

第1期の能代市自殺対策計画に掲載されていた施策・事業の実施状況について確認したところ、1事業のみが未実施となっていました。

未実施の理由をみると、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することができなかった、となっており、今後は他イベントとの統合やオンライン等での実施を検討していくとしています。

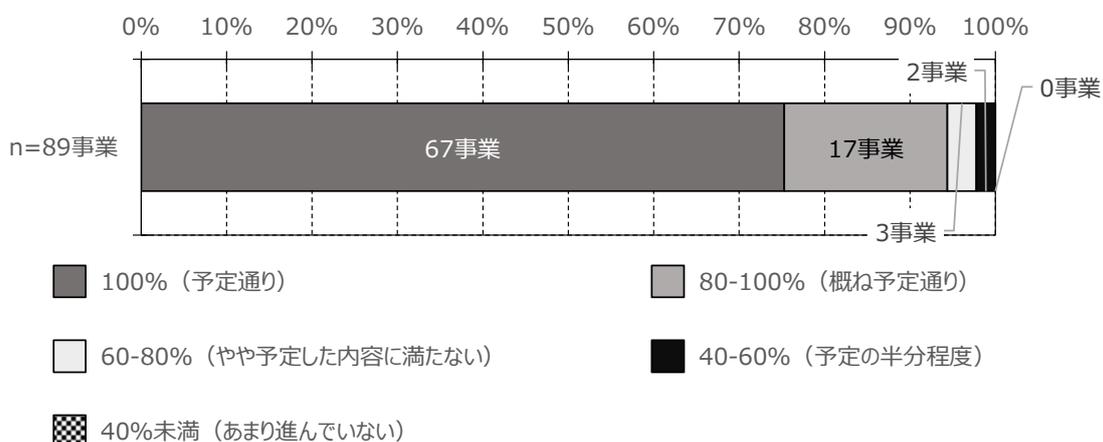
(2) 施策・事業の進捗評価

第1期の能代市自殺対策計画に掲載されていた施策・事業の進捗について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、67事業は「100%（予定通り）」、17事業は「80-100%（概ね予定通り）」に取り組むことができたとされており、全体の9割以上の事業はほぼ予定通りに進められています。

反対にあまり予定通りに進めることができなかったものは、「40-60%（予定の半分程度）」が2事業となっています。

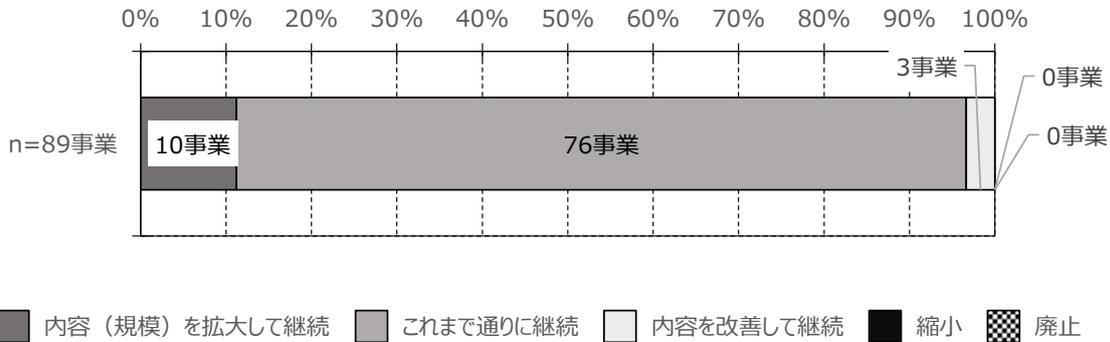
【自己評価の基準】

1. 100%（予定通り）
2. 80-100%（概ね予定通り）
3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）
4. 40-60%（予定の半分程度）
5. 40%未満（あまり進んでいない）



(3) 今後の取組の方向

第1期の能代市自殺対策計画に掲載されていた施策・事業について、今後縮小や廃止を予定しているものではなく、全体の8割以上にあたる76事業は「これまで通りに継続」していく予定となっています。



(4) 第2期計画から追記する事業

第1期の能代市自殺対策計画には掲載されていないものの、すでに実施している事業もあり、次期計画はこれらの事業も含めてとりまとめを行っていきます。

主な事業は下記の2事業となっています。

重層的支援体制整備事業

(事業概要)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」を一体的に実施しながら、重層的なセーフティネットの構築を目指します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(事業概要)

フレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、個々の状況に合わせた支援を行うことを目的として個別訪問支援や「通いの場」で、健康教育や健康相談を、心配な様子がみられる高齢者がいないか配慮しながら実施します。また、気軽に相談できる環境づくりとして、窓口や電話による健康相談を行います。

2. 第2期計画に向けた考え方

第1期の能代市自殺対策計画に掲載されている施策・事業についてはこれまでにほぼ実施されており、概ね計画通りに進行しています。

今後の方向性についても、多くの事業はこれまで通りに継続することを想定しているため、次期計画に掲載する施策・事業は基本的には第1期の計画に記載してあるものを継承していくものとします。

ただし、第1期の計画期間中に新たに実施している事業や、すでに実施していたものの未掲載の事業があるため、これらを加えた上で施策体系を見直し、整理しました。

基本理念は第1期と同じく、「誰も自殺に追い込まれることのない能代の実現を目指して」とし、新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、以下の6つを基本方針とします。

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携、総合的な取組の強化
- (3) 対策のレベルや段階を意識した効果的な施策の展開
- (4) 実践と啓発の一体的な推進
- (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に対する配慮（新）

基本方針を踏まえ、全国的に実施することが望ましいとされている以下の5つについて前計画に引き続き、基本施策として推進します。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、全国や秋田県と比べて自殺率の高い本市の自殺者の傾向等から、次の4つを重点施策とし、集中的に取り組むこととします。

- (1) 高齢者への支援
- (2) 無職者・失業者への支援
- (3) 健康問題に対する支援
- (4) 地域・市民全体の意識の醸成

第4章 計画の方向性

1. 基本方針

これまでの取組を継承しつつ、新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

(1) 生きることの包括的な支援の推進

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と世界保健機関（WHO）が明言しているように、自殺は社会の努力で避けることができる問題であるという基本認識の下、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守り、お互いに思いやりと感謝の気持ちをもって、一人ひとりを尊重しあう、という姿勢で取り組んでいきます。

そして、健康問題や失業などの生きことを阻害する要因を減らす取組に加え、健康づくりやいきがづくり、安心できる居場所づくりなどの生きことを促進する取組を行っていきます。

(2) 関連施策との有機的な連携、総合的な取組の強化

自殺は日常生活における様々な課題やリスクが複雑化・複合化して、深刻な状態になったときに発生する可能性が高いと考えられています。

そのため精神保健的な取組だけでなく、社会・経済的な取組を含む包括的な取組が必要であり、様々な分野の施策や組織が、連携しながら取り組んでいきます。

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に支援していくためには専門の相談窓口に限らず、一人ひとりが自殺リスクの高い人たちが抱える問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなげることが重要です。

幅広く意識啓発を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた取組や、生活困窮者に対する取組、孤独・孤立対策の取組、子ども・子育て支援の取組など、各種施策との連携・協働の体制を強化し、総合的な取組を推進していきます。

(3) 対策のレベルや段階を意識した効果的な施策の展開

自殺対策に関わる個別の施策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けられます。そして、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の3つの段階があり、各レベル、段階に効果的な施策を行うことが必要です。

また、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において辛いときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）に取り組んでいきます。

(4) 実践と啓発の一体的な推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいいため、そうした人の心情や背景への理解を深めることと共に、“辛いときには助けを求める”ということが、地域の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

地域のすべての人が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、精神科医等の専門家へつなぎ、その指導を受けながら見守っていくことができるよう広報活動、教育活動に取り組んでいきます。

また、自殺に対する偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者による遺族等への支援の妨げにもなることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を無くし正しい理解を促す啓発活動に取り組んでいきます。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

基本理念に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない能代」を実現するためには、国や他の市区町村、関係団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して自殺対策を推進していく必要があります。

本市は、地域の状況に応じた施策を策定し、実施するとともに、市民にとってもっとも身近な行政主体として、国や県と連携しつつ、各種支援機関のネットワークのづくりや情報共有の可能な地域プラットフォームづくりに努めながら、自殺対策を総合的に推進していきます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に対する配慮（新）

自殺者、自殺未遂者、またそれらの方の親族等の名誉や生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害されることがないように、自殺対策に取り組んでいきます。

2. 基本施策

基本方針を踏まえ、全国的に実施することが望ましいとされている以下の5つについて前計画に引き続き、基本施策として推進します。

基本施策 1：地域におけるネットワークの強化

個々の課題やリスクが複合化・深刻化することにより、自殺のリスクは高まります。市の各種事業や相談、諸手続の窓口などを通じて、一人ひとりが抱える多様な問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなげていくことができるよう、庁内や関係機関、地域の諸団体との連携を深め、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、様々なネットワーク等と自殺対策との連携の強化に取り組みます。

また、地域の中での住民相互の気づきをキャッチアップして、適切な支援につなげるなど、庁内外のネットワークを強化し、課題を抱える人が地域の中で孤立しないよう、支え合いの仕組みづくりを目指します。

基本施策 2：自殺対策を支える人材の育成

支え合いの仕組みを機能させていくためには、課題やリスクを抱えた人と接する職員や地域の様々な方が、課題やリスクのサインにいち早く気づき、適切な支援につなげることが重要となります。

そこで、各種の研修等を実施することにより、支え合いの仕組みを担う人材の育成を図ります。

様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材の育成とスキルアップを図るとともに、より多くの方に参加してもらえよう取り組んでいきます。

基本施策 3：住民への啓発と周知

自殺を考えるような状況に陥った場合には、一人で抱え込まずに助けを求めることが大切になります。

しかし、心理的に追い詰められ正常な判断ができない状態や、助けを求められない状態に陥っている可能性がありますので、周囲の身近な人が自殺のリスクのサインに気づくことができるようにするとともに、問題を抱えている人自身が周囲に相談や助けを求めることができる雰囲気を醸成していくために、正しい知識や情報についての普及啓発や教育を進めていきます。

また、自殺者や自殺未遂者、その家族に対する誤った認識や偏見の解消を図るためにも啓発活動に取り組んでいきます。

基本施策 4：生きることの促進要因への支援

自殺に追い込む生きることを阻害する要因を減らす取組だけではなく、健康づくりやいきがづくり、安心できる居場所づくりなどの生きることを促進する取組を行うことで、生きることの包括的な支援を推進していきます。

生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）：

健康問題、家庭問題、失業、多重債務、生活苦 等

生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）：

自己肯定感、危機回避能力、信頼できる人間関係 等

基本施策 5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持をするための教育を推進していきます。また、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きる力を促進することを通じて、自殺対策につながる教育の実施に向けた環境作りを進めていきます。



3. 重点施策

全国や秋田県と比べて自殺率の高い本市の自殺者の傾向等から、次の4つを重点施策とし、集中的に取り組むこととします。

重点施策 1：高齢者への支援

秋田県においては70歳以上の高齢者の自殺率が全国に比べて高く、本市においても自殺者の上位は60歳以上が占めています。

高齢者の自殺の背景としては、身体的な健康問題や様々なストレスに起因するうつ状態などが考えられるため、心身の健康づくりや不安や悩みの解消につながる相談体制の充実、前向きに日々過ごしていくための生きがいづくりなど、高齢者が孤立することなく、いきいきと生活していくことができるような支援や環境整備に取り組んでいきます。

重点施策 2：無職者・失業者への支援

本市では自殺者の多くを無職者が占めており、失業者・無職者に対する支援が重要であると考えます。また、失業・無職によって生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係等、他の様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられることから、経済的な支援だけではなく、心身のケアを含めた総合的な支援に取り組んでいきます。

重点施策 3：健康問題に対する支援

本市は、がんや脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が、全国や秋田県と比べて高く、自殺の上位に該当する人の背景の一つとして身体疾患やうつが考えられていることから、心身の健康問題に対する不安を解消し、健康問題に関する自殺リスクを減少させていくことが必要と思われまます。

そこで、関連する事業と連携を図りながら健康問題に対する自殺予防の取組を推進していきます。

重点施策 4：地域・市民全体の意識の醸成

誰も自殺に追い込まれることのない能代を実現するためには、地域全体が網の目のようにつながり、孤独を感じる方や不調を抱える方を救い上げ、受け止めることができるような、市民一人ひとりの意識を育むことが必要となります。

心が疲れているときに、安心できる場所でしっかり休むことができるよう、寄り添い、見守ることができる地域を目指し、こどもを含む市民一人ひとりが自分事として自殺予防や心の健康づくりへ取り組めるよう意識の醸成を推進します。

4. 施策の体系

基本施策1：地域におけるネットワークの強化

- 1 各機関との連携、各施策との連動性の向上

基本施策2：自殺対策を支える人材の育成

- 1 ゲートキーパーの養成
- 2 自殺対策に関わる関係者の研修への支援

基本施策3：住民への啓発と周知

- 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 2 自殺に関する正しい知識の普及
- 3 地域における相談体制の充実、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- 4 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

基本施策4：生きることの促進要因への支援

- 1 居場所づくりへの支援
- 2 心豊かな暮らしを支える健康づくりへの支援
- 3 遺された人への支援
- 4 うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者への支援
- 5 地域における相談体制の充実
- 6 社会全体の自殺リスクの低下促進
- 7 いきいきと働くための環境づくりへの支援

基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 1 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進
- 2 小・中学生への啓発

重点施策1：高齢者への支援

- 1 高齢者への相談支援
- 2 高齢者の孤立の防止

重点施策3：健康問題に対する支援

- 1 こころの健康の確保
- 2 からだの健康の確保
- 3 がん患者等に対する支援

重点施策2：無職者・失業者への支援

- 1 就業機会の確保
- 2 心身の健康等様々な問題の相談窓口の連携強化

重点施策4：地域・市民全体の意識の醸成

- 1 若い世代から全市民の意識の育み
- 2 支え合いの地域づくり

5. 計画の数値目標

国の大綱における数値目標は、自殺率を平成 27（2015）年と比べて令和 8（2026）年（人口動態統計の令和 7（2025）年実績値を対象とする。）までに 30%以上減少させることとしています。

また、秋田県では大綱に定める目標を上回る自殺率の減少を目標として設定しています。

こうしたことを踏まえ、本市も県と同様に、令和 8（2026）年までに 49.1%減少させ、16.8 以下にする目標とし、本計画の最終年度である令和 10（2028）年（人口動態統計の令和 9（2027）年実績値を対象とする。）までに、第 2 期秋田県自殺対策計画の最終年と同様の目標である、16.3 以下になることを目指します。

なお、評価にあたっては、年によってばらつきが生じやすいことに留意します。

＜能代市の自殺率の目標＞



参考

	平成 27 年 (2015 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 8 年 (2026 年) 〔令和 7 年 (2025 年) 実績値〕	令和 10 年 (2028 年) 〔令和 9 年 (2027 年) 実績値〕
	大綱基準年	第 1 期能代市自殺対策計画期間 平成 31 年度～令和 5 年度 (2019 年度～2023 年度)				第 2 期能代市自殺対策計画期間 令和 6 年度～令和 10 年度 (2024 年度～2028 年度)	
		実績				大綱目標年	最終年
能代市	33.0	39.3	12.0	26.5	39.5	16.8 以下	16.3 以下
秋田県	25.7	20.8	18.0	18.8	22.6	16.8 以下	16.3 以下※1
全国	18.5	15.7	16.4	16.5	17.4	13.0 以下	—

※1 令和 10（2028）年の秋田県の数値は第 2 期秋田県自殺対策計画の最終年である令和 9（2027）年の目標値

第 2 次能代市総合計画では令和 9（2027）年（人口動態統計の令和 7（2025）年実績値を対象とする。）の自殺率を 16.8 以下に設定。

第5章 施策の展開

1. 基本施策

基本施策1：地域におけるネットワークの強化

(1) 各機関との連携、各施策との連動性の向上

○のしろ健康21推進委員会の設置

健康づくり課

〔事業概要〕	本市の自殺対策推進の中核組織として、市民の総合的な健康づくりに向けた取組を積極的に推進するなかで、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証なども行う、のしろ健康21推進委員会を設置し、地域におけるネットワークの活動を強化します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○能代市自殺予防対策庁内連絡会議の設置

健康づくり課

〔事業概要〕	自殺予防対策に関する業務の情報交換及び調査、検討等に関することを、全庁で横断的に取り組むために能代市自殺予防対策庁内連絡会議を設置します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○山本地域自殺予防「しらかみふれあいネット」ネットワーク会議への参加

保健所、各市町、関係機関・団体等

〔事業概要〕	秋田県が主催するネットワーク会議へ参加し、能代保健所管内の市町や関係機関、地域レベルでの自殺対策の取組を推進し、地域におけるネットワークの活動を強化します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 会議に参加し、能代保健所管内の地域のつながりを密にしていきます。

○自殺対策関係団体との連携

健康づくり課、関係機関・団体等

〔事業概要〕	自殺対策に取り組む様々な団体との情報共有の場を設け、協働して自殺対策を推進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○重層的支援体制整備事業

福祉課

〔事業概要〕	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」を一体的に実施しながら、重層的なセーフティネットの構築を目指します。
〔方向性〕	<p>これまで通りに継続</p> <p>課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要となります。</p> <p>重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業として、長期のひきこもりの状態のある方など支援の手が届いていない方に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしています。</p> <p>自殺を防止するためには、精神保健福祉的な視点だけでなく、社会・経済的な視点、家族の状況や、人間関係の問題なども含む包括的な取組が重要であり、複雑化・複合化したケースに対応するため、能代市福祉支援ネットワークを設置し、多機関の連携による対応を行っていきます。</p>

○「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」各分野の相談機関のネットワークの強化

健康づくり課

〔事業概要〕	心の問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、各分野の相談機関のネットワーク「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」による相談対応を促進します。
〔方向性〕	<p>これまで通りに継続</p> <p>SNS相談窓口を掲載し、内容の充実を図ります。また、こころのホームページやLINE相談の二次元コードを掲載し、より若い方にもアクセスしやすい工夫をしています。</p>

基本施策2：自殺対策を支える人材の育成

(1) ゲートキーパーの養成

○心の傾聴ボランティア養成講座：市民向けゲートキーパー養成研修

健康づくり課

〔事業概要〕	市民を対象に心の健康づくりや自殺予防について正しい知識を持ち、心の悩みを持つ人などの「身近な話し相手」として、あたたかく寄り添いながら、孤独や不安に耳を傾けてくれる“心の傾聴ボランティア”を養成します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○メンタルヘルスに関する専門職研修（介護・医療従事者等） ：専門職向けゲートキーパー養成研修

健康づくり課

〔事業概要〕	介護・医療従事者の自殺予防に関する技術及び意識向上を図り、対象者・家族の訴えを傾聴し、不安やうつ状態を把握し、適切な支援を行うことができるよう研修を実施します。 また、介護・医療従事者等自身の心の健康の保持増進に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 高齢者の自殺者が多い実態があるため、今後も継続して研修を開催することで、適切な支援ができるゲートキーパーを増やしていきます。

○窓口対応職員研修（市職員）：職員向けゲートキーパー養成研修

健康づくり課

〔事業概要〕	市民に対応する職員が、自殺の現状に関心を持ち、自殺の兆候に気づくことにより、的確な支援につなげていけるよう研修を実施します。 また、職員自身の心の健康の保持増進に努めます。
〔方向性〕	内容（規模）を拡大して継続 市職員の他、市関連施設の職員（公民館、図書館、スポーツ施設職員等）に対象を拡大し、ゲートキーパーを増やしていきます。

○若者支援のための研修会の開催：若者支援者向けゲートキーパー養成

健康づくり課

〔事業概要〕	学校関係者、若者に関わる関係機関の職員、保護者、行政関係者、ボランティア等を対象に、SOSの受け方研修などの思春期や青年期の特徴に寄り添った支援ができるよう研修会を開催します。
〔方向性〕	内容を改善して継続

○対象者別のゲートキーパー養成研修：民生委員等向けゲートキーパー養成

健康づくり課

〔事業概要〕	民生委員、健康推進員等を対象に、心配な人に気づき、声をかけ、専門機関等へつなぐゲートキーパーの養成を行います。それぞれの立場からより効果的にゲートキーパーの役割を發揮できる具体的な内容を含む研修会を開催します。
〔方向性〕	内容を改善して継続 これまでも開催していたことはありますが、改めてゲートキーパーの役割を定義づけしながら実施することで、周知も図っていきます。

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぐ：早めに専門家に相談するよう促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

(2) 自殺対策に関わる関係者の研修への支援

○民間団体による自殺対策に関わる人材養成への支援

健康づくり課

〔事業概要〕	自殺予防に取り組む民間団体が実施する相談事業に携わる相談員のスキルアップのための研修会、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を目的とした研修会の開催を支援します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

基本施策3：住民への啓発と周知

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

○自殺予防への関心と理解の促進

健康づくり課、地域情報課

〔事業概要〕	自殺予防週間、自殺対策強化月間などにあわせ、庁内でこころん（能代市自殺予防キャラクター）バッジの着用を実施します。 また、公用車に啓発用マグネットシートを貼付し、こころの相談電話を周知します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(2) 自殺に関する正しい知識の普及

○メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入

健康づくり課

〔事業概要〕	メンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入し、自身のストレスの程度やこころの健康に対する理解、関心を促進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○自殺予防キャンペーンの実施

健康づくり課

〔事業概要〕	健康イベント時にキャンペーンを実施し、自殺や自殺関連事象（うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 健康展、健康イベント、成人式等の機会を捉え、啓発していきます。

○市広報紙等の広報媒体を活用した普及・啓発

健康づくり課・地域情報課

〔事業概要〕	自宅に閉じこもりがちで外部からの情報が届きにくい方等を含めたすべての市民に対して、広報のしろなどで、自殺予防への関心と理解の促進を図るほか、様々な悩み事の相談窓口等に関する情報提供を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○出前講座等の実施

健康づくり課

〔事業概要〕	地域や各種団体、企業などからの依頼や市主催事業において、相談することの大切さを含め、休養・心の健康づくりについての講話を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 悩みに気づき、声かけの仕方、相談機関へつなぐことの大切さなど、ゲートキーパーの役割を含めた内容にしていきます。

(3) 地域における相談体制の充実、相談窓口情報等の分かりやすい発信

○「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」のリーフレットの活用による周知

健康づくり課

〔事業概要〕	「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」のリーフレットを作成し、関係機関の窓口への設置や自殺予防キャンペーン等で配布します。 また、広報のしろへの折り込みを活用するなどして市民に周知します。
〔方向性〕	内容（規模）を拡大して継続 SNS相談窓口を掲載し、内容の充実を図ります。また、二次元コードを掲載し、より若い方にもアクセスしやすい工夫をしていきます。

(4) 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

○若者向けのパンフレットの配布

健康づくり課

〔事業概要〕	若者が学校問題、勤務問題等の若者特有の悩みや問題を抱えた場合に、早期に相談窓口につながるよう、成人式等の際に、相談先等の支援機関の周知を図り、若者の自殺の防止に努めます。
〔方向性〕	内容（規模）を拡大して継続 対象にあわせて内容を工夫していきます。

○広聴事業（市長への手紙（メール））

地域情報課

〔事業概要〕	生活に関する相談等があった場合は、速やかに担当課と連絡調整し、本人の不安を取り除けるよう対応します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

基本施策4：生きることの促進要因への支援

(1) 居場所づくりへの支援

○傾聴サロンの運営の支援

健康づくり課

〔事業概要〕	傾聴サロンの運営等の居場所づくりを支援します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(2) 心豊かな暮らしを支える健康づくりへの支援

○健康教室の開催

健康づくり課

〔事業概要〕	市民の健康増進や疾病予防に資する健康教室を開催します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○健康相談の実施

健康づくり課

〔事業概要〕	電話での相談や各種イベント時の健康相談コーナーの開設により市民の健康に対する相談や疑問に応じます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○がん対策事業の実施

健康づくり課

〔事業概要〕	がん検診無料クーポン事業の実施や、より受診しやすい環境を整えながら、検診及び精密検査の受診勧奨事業を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（フレイル予防を含めた取組）

市民保険課

〔事業概要〕	フレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、個々の状況に合わせた支援を行うことを目的として個別訪問支援や「通いの場」で、健康教育や健康相談を、心配な様子がみられる高齢者がいないか配慮しながら実施します。また、気軽に相談できる環境づくりとして、窓口や電話による健康相談を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 個別訪問支援や「通いの場」への関与等において、心配な高齢者がいた場合は個別対応し、必要に合わせて相談機関や医療機関等へつなぎ支援していきます。

(3) 遺された人への支援

○各種支援情報の提供（遺された人への支援）

健康づくり課・地域情報課

〔事業概要〕	各種相談先の情報や自死遺族の支援に資する情報を市のホームページや広報のしるしに掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(4) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者への支援

○各種支援情報の提供

健康づくり課

〔事業概要〕	地域の医療機関、精神保健福祉センター、自助グループ、保健所、市役所市民相談室等関係機関と連携し、相談先の周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(5) 地域における相談体制の充実

○こころの相談電話（心のセーフティーネット相談窓口）

健康づくり課

〔事業概要〕	より相談しやすい環境の整備のため専用電話を設置し、相談者の不安や悩みの軽減、解消を図るために保健師による電話相談を行い、必要に応じて関係機関との連携をしていきます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○こころの相談会

健康づくり課

〔事業概要〕	心の問題を抱えた方に対して、臨床心理士が心理的技法を用いてその解決を手助けします。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○学校における相談体制の充実

教育委員会

〔事業概要〕	心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置し、児童生徒やその保護者、家族の相談に応じます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(6) 社会全体の自殺リスクの低下促進

1) 多様な相談窓口の確保

○特設人権相談所の開設

市民活力推進課

〔事業概要〕	「人権擁護委員の日」、「人権週間人権デー」等に合わせて特設人権相談（相談員：人権擁護委員）を実施し、広報のしろ等で相談日を周知します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 引き続き、特設人権相談の実施や人権相談に関する相談について、広報のしろやホームページ等で周知します。

○市民生活相談

市民保険課

〔事業概要〕	家事、不動産、生活、損害賠償、労働、行政、金銭貸借等様々な市民の相談に応える相談窓口を開設（毎週月曜日～金曜日）します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 相談内容は多岐にわたっており、相談内容によっては、専門機関及び担当課を紹介し、困りごとの解決を手助け出来るよう心がけており、今後も引き続き実施していきます。

○消費生活相談

市民活力推進課

〔事業概要〕	多重債務、消費者問題等の解決の手助けをするほか、広報のしろ、ホームページ等で消費者問題についての啓発活動を行います。
〔方向性〕	内容を改善して継続 現在は、高齢者だけでなく若者の消費者被害も多く、被害が大きくなってから相談に来るケースが多くなっています。 引き続き、多重債務、消費者問題等の解決の手助けをするほか、広報のしろ、ホームページ等で消費者問題についての啓発活動を行います。 また、能代市消費者安全確保地域協議会において消費者安全確保に取り組みます。 令和5（2023）年度からはLINEによる相談受付も開始しています。

○消費生活相談・困りごと相談

総務企画課

〔事業概要〕	二ツ井町庁舎に消費者相談窓口を設け、本庁へ情報提供等を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○家庭児童相談室設置

子育て支援課

〔事業概要〕	家庭における児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため家庭児童相談員を配置し、相談、指導を行います。また、DV防止・児童虐待防止キャンペーンを実施します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 複雑多様化する家庭環境に即した対応が難しい状況にありますが、関係機関と連携し、必要な支援につなげていきます。

○窓口相談者への対応

全課

〔事業概要〕	各部署において、市民から業務相談を受ける際、自殺等につながる深刻な問題を抱えている様子を見受けたときは、内容を可能な範囲で把握した上で、すみやかに関連部署へ連絡し、連携して対応していきます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

2) ライフステージ等に応じた支援の充実

○子育て世代包括支援センター「めん choco てらす」の開設

子育て支援課

〔事業概要〕	子育て世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境を実現するため、妊娠期から子育て期にわたる支援を行います。 母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援体制を構築します。 あわせて、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。 ・妊娠・出産・育児に関する相談（伴走型相談支援等） ・初回産科受診料助成事業 ・妊産婦健診 ・産後ケア ・ハローめん choco くらす（母親・両親学級） ・赤ちゃん訪問 ・乳幼児健診 ・不妊治療・不育症治療の費用助成等
〔方向性〕	これまで通りに継続 状況の把握や実情に応じた支援につなげる対応が課題となっているため、今後は伴走型相談支援事業とあわせて実施し、事業の効果を上げるようにしていきます。

○子育て支援センター事業

子育て支援課

〔事業概要〕	育児不安等に対する支援を行うため、育児相談員を配置し相談に応じます。また、育児サークル支援、子育て支援講座の開催等を通じて、子育て中の保護者の仲間づくりの支援を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 新型コロナウイルス感染症流行で、出かけることを控えることが多かったので参加者が少なかった状況がありましたが、気軽に相談しやすく利用できる施設としていくとともに、育児サークルへの支援や子育て講座の周知に取り組んでいきます。

○母子・父子自立支援員配置

子育て支援課

〔事業概要〕	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供及び助言、職業能力向上等の支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し相談に応じます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 相談内容が複雑多岐にわたり、適切な情報提供・助言が難しい状況にありますが、個々の事情に沿った助言を行っていきます。

○家庭教育支援事業

生涯学習・スポーツ振興課

〔事業概要〕	保護者等における子どもの教育（家庭教育）を支援するため、家庭教育支援事業を実施します。この中で、自殺予防対策につながる「命の大切さ講座」等も開催します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○家族介護者支援事業

長寿いきがい課

〔事業概要〕	家族を在宅で介護している人同士の支え合いと交流研修の場を提供し、介護者の声を聞きながら支援を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 引き続き事業を継続するとともに、ヤングケアラーを把握した場合は関係機関等と連携します。

○障がい者への支援

福祉課

〔事業概要〕	<p>身体、知的または精神に障がいを有する方の日常生活上の相談に応じるとともに、必要な各種福祉サービスの実施により障がい者及び障がい者世帯の孤立を防ぎ、障がい者及び介護する家族の悩みや経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>(1) 自立支援給付</p> <p>①介護給付（居宅介護、短期入所、生活介護など）</p> <p>②訓練等給付（自立訓練、就労移行支援など）</p> <p>③自立支援医療費（更生医療、育成医療など）</p> <p>④補装具の給付（身体機能の補完等）</p> <p>(2) 地域生活支援事業</p> <p>①相談支援事業（情報提供、ピアカウンセリングなど）</p> <p>②意思疎通支援事業（手話通訳者派遣等）</p> <p>③地域活動支援センター事業（外出活動、創作活動等）</p> <p>(3) その他のサービス</p> <p>①外出支援事業（タクシー利用券、燃料費助成券交付）</p> <p>②自動車改造費等の助成（改造費、免許取得費助成）</p> <p>③障がい者基幹相談支援センター事業（総合的・専門的な相談の実施）</p>
〔方向性〕	<p>これまで通りに継続</p> <p>引き続き、身体、知的または精神に障がいを有する方の日常生活上の相談に応じるとともに、必要な各種福祉サービスの実施により障がい者及び障がい者世帯の孤立を防ぎ、障がい者及び介護する家族の悩みや経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、市の広報物等を通じて積極的に情報発信を行い、取組の周知を図ります。</p>

3) 生活困窮者への支援の充実

○生活困窮者自立促進支援事業

福祉課

〔事業概要〕	生活に困窮する方に対する早期の包括的な相談を実施し、関係機関と連携して自立に向けた伴走型の支援を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 引き続き、関係機関と連携して支援を必要とする方の自立に向けた支援を行っていきます。

○生活保護世帯への支援

福祉課

〔事業概要〕	定期的な保護世帯への訪問活動により、被保護者の状況を把握するとともに、親族との交流を促します。また、精神障がいのある被保護者については、保健所や病院と連携を図り対応します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 単身保護世帯は社会から孤立しやすいと考えられるため、定期的に親族との交流を促していきます。

○啓発パンフレットの配置

税務課

〔事業概要〕	自殺予防、心の健康づくり、多重債務等のパンフレットを窓口配置し、必要時、関係窓口を紹介します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 窓口の待ち時間にパンフレットを見ている方もおり効果はあると思われるため、このまま継続して取り組んでいきます。

○国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金減免制度の紹介

市民保険課

〔事業概要〕	特別の理由がある被保険者で医療費の支払いが困難との相談があった場合は、減免制度について紹介します。 ※国民健康保険と後期高齢者医療制度では、対象となる条件が異なります。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○後期高齢者医療保険料の滞納対応

市民保険課

〔事業概要〕	保険料の滞納については、納付困難による相談の受付、分納等、負担軽減へつながるような対応に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 保険料の滞納については、引き続き納付相談に応じ、負担軽減を図っていきます。

○就学援助

学校教育課

〔事業概要〕	学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、援助を行います。 支給項目は、「学用品費及び通学費」、「学校給食費」、「新入学用品費」、「修学旅行費」、「体育実技費」、「通学費」、「医療券」、「校外活動費」、「生徒会費（中学生のみ）」となっています。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(7) いきいきと働くための環境づくりへの支援

1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

○男女共同参画街頭キャンペーン

市民活力推進課

〔事業概要〕	6月の秋田県男女共同参画推進月間・国の男女共同参画週間にあわせた街頭キャンペーンの際、チラシ等の配布により啓発を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 引き続き、6月の秋田県男女共同参画推進月間・国の男女共同参画週間にあわせた街頭キャンペーンの際、チラシ等の配布により啓発を行います。

○年次有給休暇取得や働き方改革の啓発

商工労働課

〔事業概要〕	年次有給休暇取得や働き方改革について、ポスターの掲示やパンフレットの配置、広報のしる掲載による周知啓発に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○基本的遵守事項の啓発

商工労働課

〔事業概要〕	事業主向けに、国の労働行政分野に係る基本的遵守事項をまとめた「労働関係法令に係るコンプライアンス・チェックテキスト」をホームページに掲載し、周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○個別労働関係紛争解決制度等の周知

商工労働課

〔事業概要〕	労働者個人と事業主との間に発生した労働条件等のトラブル解決に向けて、秋田労働局や県労働委員会の無料相談のパフレットを窓口に配置し、広報やホームページにも掲載、周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○心の健康チェックデー

総務課

〔事業概要〕	職員に対し毎月第2水曜日に掲示し、健康状態の自己チェックをできる環境を作り、自己の健康状態の把握を促します。また、メンタルヘルス研修で講師より紹介のあったメンタルヘルスに関するHPや、ストレスへの対処法等を紹介していきます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 引き続き、職員自らが健康状態をチェックし、自身の健康状態を把握できる環境を作り、HP等でメンタルヘルス関連情報の提供を行います。

○ストレスチェック制度

総務課

〔事業概要〕	能代市ストレスチェック制度実施要領を策定し、職員に対し、7月を実施期間として、職業性ストレス簡易調査票によるストレスチェックを実施します。その後、高ストレス者と判定された者のうち希望者に対して医師による面接指導を実施します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○職員メンタルヘルス相談

総務課

〔事業概要〕	職場や家庭での悩み等を抱える職員やその上司・同僚等に対して、秋田大学の臨床心理士や産業医による適切な助言・指導を受ける場を設けます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 引き続き、悩みを抱えた職員がいつでも相談できる体制を確保するとともに、庁内電子掲示板や庁内報により、メンタルヘルス相談の周知に努めます。

○職員のメンタルヘルスに関する研修会

総務課

〔事業概要〕	講師を招き、係長級職員と時間外勤務が恒常的になっている職員を対象として、メンタルヘルスに関する講義、ロールプレイを交えた職場のメンタルヘルスに関する講習を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続

2) 経営者に対する相談事業の実施等

○経営困難農家の相談・経営指導（県特別融資制度活用）

農業振興課

〔事業概要〕	農業振興課において相談を受け付け、山本地域農家再生支援チームによる相談業務や再生計画の策定支援等、関係機関が連携し必要な支援を実施します。 また、過去の相談案件についても、各関係機関で連携し、経営状況の把握に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 今後新規借入希望者から相談を受けた場合は、慎重に関係機関内で必要な支援を検討し、助言を返すこととします。

○事業主への啓発

商工労働課

〔事業概要〕	事業主向けに、国の労働行政分野に係る基本的遵守事項をまとめた「労働関係法令に係るコンプライアンス・チェックテキスト」をホームページに掲載し、周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進

○SOSの出し方に関する教育

教育委員会

〔事業概要〕	いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○命の大切さに関する教育

教育委員会

〔事業概要〕	各小・中学校の道徳科等において、命の大切さを学ぶ機会を設けます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(2) 小・中学生への啓発

○児童生徒、保護者への相談窓口の周知

教育委員会

〔事業概要〕	「風の子電話」、「すこやか電話」、「24時間子供SOSダイヤル」、「児童相談所全国共通ダイヤル189」等の電話相談窓口や「児童生徒支援アドバイザー」、「こどもの人権SOSミニレター」をパンフレットの配布等により周知します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○ICT（情報通信技術）の使い方等に関する教育

教育委員会

〔事業概要〕	各小・中学校において、ICTの正しい使い方や知識に関する教育の機会を設けます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○中学3年生向けのリーフレットの配布

健康づくり課

〔事業概要〕	携帯しやすく親しみのあるデザインのパンフレットを作成し、身近な相談先やこころの健康に関するホームページの二次元コードの他、こどもの人権に関する内容を掲載し、配布します。
〔方向性〕	令和5（2023）年度より開始

2. 重点施策

重点施策1：高齢者への支援

(1) 高齢者への相談支援

○高齢者心の健康づくり相談訪問

健康づくり課

〔事業概要〕	能代市保健センター健診受診時のスクリーニングの結果、うつ傾向のある高齢者に対し、訪問対応で早期に状況把握するとともに、高齢者と家族がいつでも市に相談できる関係作りができるよう努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 保健センター健診受診時にも、個々に声をかけ、必要時は情報提供したり、他機関へつないだりしており、高齢者のうつの早期発見、予防に効果的な事業であることから今後も継続して取り組んでいきます。

○高齢者うつ傾向の方の相談・支援

長寿いきがい課

〔事業概要〕	介護予防把握事業として、関係機関からの情報提供にて心配される方への訪問を行い、必要に応じて介護サービスなどを勧めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 相談内容が複雑化しているため、心配される方へ適切なサービスをつなげにくくなっています。 引き続き他専門機関との連携の強化を図り、いち早く適切なサービスへとつなげていきます。

○在宅高齢者世帯調査

長寿いきがい課

〔事業概要〕	在宅高齢者世帯調査の際に心配される高齢者の相談を受け、必要に応じて関係機関につなぎ、在宅生活を支援します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 何度訪問しても面会できない世帯に対する対応が課題ですが、関係機関と連携しながら、実態の把握を行っていきます。

再掲

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（フレイル予防を含めた取組）

市民保険課

〔事業概要〕	フレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、個々の状況に合わせた支援を行うことを目的として個別訪問支援や「通いの場」で、健康教育や健康相談を、心配な様子がみられる高齢者がいないか配慮しながら実施します。また、気軽に相談できる環境づくりとして、窓口や電話による健康相談を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 個別訪問支援や「通いの場」への関与等において、心配な高齢者がいた場合は個別対応し、必要に合わせて相談機関や医療機関等へつなぎ支援していきます。

再掲

○メンタルヘルスに関する専門職研修（介護・医療従事者等）
：専門職向けゲートキーパー養成研修

健康づくり課

〔事業概要〕	介護・医療従事者の自殺予防に関する技術及び意識向上を図り、対象者・家族の訴えを傾聴し、不安やうつ状態を把握し、適切な支援を行うことができるよう研修を実施します。 また、介護・医療従事者等自身の心の健康の保持増進に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 高齢者の自殺者が多い実態があるため、今後も継続して研修を開催することで、適切な支援ができるゲートキーパーを増やしていきます。



(2) 高齢者の孤立の防止

再掲

○傾聴サロンの運営の支援

健康づくり課

〔事業概要〕	傾聴サロンの運営等の居場所づくりを支援します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○民生委員による見守り活動

長寿いきがい課

〔事業概要〕	民生委員の相談援助活動の一環として、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、健康状態の確認や相談などを行います。また、必要に応じて関係機関へつなぎます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 一部に民生委員の空白地域がありますが、社会福祉協議会等と連携を図りながら見守り活動を行います。

○友愛訪問活動

長寿いきがい課

〔事業概要〕	高齢者の社会参加の促進等を図るため、老人クラブの友愛訪問活動への支援を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 高齢化に伴い老人クラブ数は減少傾向にありますが、補助金の交付により活動への支援を行います。また、老人クラブへの新規加入に向け、周知や事業等を関係団体と取り組んでいきます。

重点施策 2：無職者・失業者への支援

(1) 就業機会の確保

○求人情報の発信

商工労働課

〔事業概要〕	能代市しごと情報サイトを運営し、地元企業の求人・企業情報をweb上で発信し、求職者が求人情報を手軽に入手できるようにすることにより、地元企業の人材確保及び求職者等の就職促進を支援します。
〔方向性〕	令和4（2022）年度より開始

○就業資格取得支援事業

商工労働課

〔事業概要〕	求職者の就業機会の拡大と、就労者の技術向上を図るため、就職及び仕事に役立つ資格を取得する際の経費を助成します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○内職等相談窓口の開設

商工労働課

〔事業概要〕	就職推進員による内職に関する相談、紹介、情報提供等の窓口を開設します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○雇用等に関する情報提供

商工労働課

〔事業概要〕	国や県の雇用等に関する情報や相談窓口についてポスター、パンフレットを窓口に配置、ホームページへの掲載により周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○営農資金の相談（青年等就農資金の活用）

農業振興課

〔事業概要〕	新規就農者が、青年等就農資金を金融公庫から借り入れる際の資金計画の作成にあたって、関係機関及び借入希望者が一堂に会し資金計画の内容の他、生活全般について相談に応じます。 既借入者に関しても関係機関一丸となって営農・経理全般に対し経営指導を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 今後新規借入希望があった場合、関係機関と借入希望者が一堂に会し、計画の作成をしながら意見交換を行って必要な支援を検討し、助言を行っていきます。

(2) 心身の健康等様々な問題の相談窓口の連携強化

再掲

○「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」各分野の相談機関のネットワークの強化

健康づくり課

〔事業概要〕	心の問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、各分野の相談機関のネットワーク「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」による相談対応を促進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 SNS相談窓口を掲載し、内容の充実を図ります。また、こころのホームページやLINE相談の二次元コードを掲載し、より若い方にもアクセスしやすい工夫をしています。

○ハローワーク「しごと・ストレスチェック相談室」の周知

健康づくり課

〔事業概要〕	ハローワークで実施している専門家による仕事、生活、健康などの悩みに関する相談事業「しごと・ストレスチェック相談室」の周知を図ります。
〔方向性〕	これまで通りに継続 働く人、家族、職場のメンタルヘルスに取り組む事業所向けに、ヘルスケアに関する様々な情報や相談窓口を提供しているポータルサイト「こころの耳」についても併せてホームページ、広報等により周知を図ります。 また電話相談等で必要なケース紹介等を行っていきます。

重点施策 3：健康問題に対する支援

(1) こころの健康の確保

再掲

○傾聴サロンの運営の支援

健康づくり課

〔事業概要〕 傾聴サロンの運営等の居場所づくりを支援します。

〔方向性〕 これまで通りに継続

再掲

○メンタルヘルスに関する専門職研修（介護・医療従事者等） ：専門職向けゲートキーパー養成研修

健康づくり課

〔事業概要〕 介護・医療従事者の自殺予防に関する技術及び意識向上を図り、対象者・家族の訴えを傾聴し、不安やうつ状態を把握し、適切な支援を行うことができるよう研修を実施します。
また、介護・医療従事者等自身の心の健康の保持増進に努めます。

〔方向性〕 これまで通りに継続

高齢者の自殺者が多い実態があるため、今後も継続して研修を開催することで、適切な支援ができるゲートキーパーを増やしていきます。

再掲

○高齢者心の健康づくり相談訪問

健康づくり課

〔事業概要〕 能代市保健センター健診受診時のスクリーニングの結果、うつ傾向のある高齢者に対し、訪問対応で早期に状況把握するとともに、高齢者と家族がいつでも市に相談できる関係作りができるよう努めます。

〔方向性〕 これまで通りに継続

保健センター健診受診時にも、個々に声をかけ、必要時は情報提供したり、他機関へつないだりしており、高齢者のうつの早期発見、予防に効果的な事業であることから今後も継続して取り組んでいきます。

○各種支援情報の提供（うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者への支援）

健康づくり課

〔事業概要〕	地域の医療機関、精神保健福祉センター、自助グループ、保健所、市役所市民相談室等関係機関と連携し、相談先の周知に努めます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○児童生徒の心の健康づくり

学校教育課

〔事業概要〕	安全・安心な学校を具現化するため、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、即時対応に努めます。そのために、「不登校・いじめ防止研修会」を開催したり、月例の報告等で実態を把握したりするとともに、適応指導教室「はまなす広場」や風の子電話の教育相談員と連携しながら適宜指導や助言を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(2) からだの健康の確保

○伴走型相談支援事業（出産子育て応援事業）

子育て支援課

〔事業概要〕	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境づくりを目指し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。 妊娠届出時、妊娠8カ月、産後など、出産・育児の見通しを立てるための面談や乳幼児健診や情報発信アプリ等での継続的な情報発信・相談受付等を実施します。 関係機関と情報共有しながら必要な支援につなぎます。
〔方向性〕	これまで通りに継続 事業の周知のほか、誰でも気軽に利用でき、支援を確実に利用できるような母子保健事業や産後ケア事業等の関連事業や関係部署と連携を図りながら、引き続き必要な支援につなげていきます。

○産婦健康診査

子育て支援課

〔事業概要〕	産後の身体の状態とこころの状態（産後うつのスクリーニングによる）を確認する産婦健診2回分を助成し、産後の心身の健康を確認するとともに医療機関との連携を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 訪問等の母子保健事業や産後ケア事業との迅速な連携が課題となっているため、引き続き、関連事業と連携し、必要な支援につなげていきます。

○乳児家庭全戸訪問

子育て支援課

〔事業概要〕	4か月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭に訪問し、母子の健康や発育の確認、産後うつスクリーニングの実施、子育てに関する不安や悩みについての相談に応じるほか、子育て支援サービスの紹介などを行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 4か月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問するだけの人材を確保することが課題となっています。 引き続き、関連事業と連携し、必要な支援につなげていきます。

○産後ケア事業

子育て支援課

〔事業概要〕	産後のお母さんの身体の回復や体調に不安がある、育児に負担感がある、不安な気持ち強いなど、産後に育児等の支援が必要と認められる方を対象に、お母さんの体調管理、赤ちゃんのケアや育児相談を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 随時、産後ケア実施機関等と妊産婦の情報共有を行い、様々な機会積極的に事業の周知・啓発を行うことが必要と考えられます。 現状では、市外で里帰り出産をした場合に契約外の施設で産後ケアを希望されても利用できないことが課題となっています。 今後も関連事業と連携し、必要な支援につなげていきます。

再掲

○健康教室の開催

健康づくり課

〔事業概要〕	市民の健康増進や疾病予防に資する健康教室を開催します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

再掲

○健康相談

健康づくり課、市民福祉課

〔事業概要〕	心と身体の健康づくり支援のため、窓口・電話での相談や家庭訪問を実施します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(3) がん患者等に対する支援

○がん患者補正具購入費の助成

健康づくり課

〔事業概要〕	抗がん剤などの治療による脱毛及び、乳房手術により乳房摘出を行った方の、補正具（かつら、リマンマ等）購入経費に対し、上限額の範囲内で補助しています。
〔方向性〕	これまで通りに継続

○緩和ケア体制整備支援

健康づくり課

〔事業概要〕	地域がん診療病院等（能代厚生医療センター、能代山本医師会病院）が緩和ケア体制を整備するため、緩和ケアを実施できる人材育成に要する経費の2分の1を補助し、診療体制の整備を図ることで、緩和ケアを受けている方の精神的負担を軽減しています。
〔方向性〕	これまで通りに継続



重点施策 4：地域・市民全体の意識の醸成

(1) 若い世代から全市民の意識の育み

再掲

〇SOSの出し方に関する教育

教育委員会

〔事業概要〕	いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続

再掲

〇児童生徒の心の健康づくり

学校教育課

〔事業概要〕	安全・安心な学校を具現化するため、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、即時対応に努めます。そのために、「不登校・いじめ防止研修会」を開催したり、月例の報告等で実態を把握したりするとともに、適応指導教室「はまなす広場」や風の子電話の教育相談員と連携しながら適宜指導や助言を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続

再掲

〇中学3年生向けのリーフレットの配布

健康づくり課

〔事業概要〕	携帯しやすく親しみのあるデザインのパフレットを作成し、身近な相談先やこころの健康に関するホームページの二次元コードの他、こどもの人権に関する内容を掲載し、配布します。
〔方向性〕	令和5（2023）年度より開始

再掲

〇若者向けのパンフレットの配布

健康づくり課

〔事業概要〕	若者が学校問題、勤務問題等の若者特有の悩みや問題を抱えた場合に、早期に相談窓口につながるよう、成人式等の際に、相談先等の支援機関の周知を図り、若者の自殺の防止に努めます。
〔方向性〕	内容（規模）を拡大して継続 対象にあわせた内容を工夫していきます。

再掲

○自殺予防キャンペーンの実施

健康づくり課

〔事業概要〕	健康イベント時にキャンペーンを実施し、自殺や自殺関連事象（うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 健康展、健康イベント、成人式等の機会を捉え、啓発していきます。

再掲

○出前講座等の実施

健康づくり課

〔事業概要〕	地域や各種団体、企業などからの依頼や市主催事業において、相談することの大切さを含め、休養・心の健康づくりについての講話を行います。
〔方向性〕	これまで通りに継続 悩みに気づき、声かけの仕方、相談機関へつなぐことの大切さなど、ゲートキーパーの役割を含めた内容にしていきます。

○教育活動、市広報紙等を活用した普及・啓発

健康づくり課

〔事業概要〕	広報のしろでの広報活動や講演会等での教育活動を通じて啓発活動を展開します。また、不安や悩みを抱えた時には、一人で抱え込まず相談することの大切さについても伝えていきます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

(2) 支え合いの地域づくり

○民・学・官の連携強化

健康づくり課

〔事業概要〕	自殺対策関係団体や、民間企業・団体、秋田大学自殺予防総合研究センター、秋田県等との連携を強化していきます。
〔方向性〕	これまで通りに継続

再掲

○「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」各分野の相談機関のネットワークの強化

健康づくり課

〔事業概要〕	心の問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、各分野の相談機関のネットワーク「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」による相談対応を促進します。
〔方向性〕	これまで通りに継続 SNS相談窓口を掲載し、内容の充実を図ります。また、こころのホームページやLINE相談の二次元コードを掲載し、よりアクセスしやすい工夫をしていきます。

3. 計画の評価指標

本計画を適切に推進するために、記載されている事業については毎年度実施状況を確認し、問題等が生じた場合には対策を検討し、次年度の事業に反映していきます。

また、計画全体の進捗をはかるため、5つの基本施策と4つの重点施策については以下のように評価指標を設定し、進捗状況を確認することで、確実に計画を推進していきます。

なお、今後自殺対策に関する意識調査を実施予定です。調査結果や、他の関連計画の状況を踏まえ必要に応じて指標や目標値を見直していきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

指標	現状値		目標値		備考
能代市自殺予防対策庁内連絡会議の開催回数	令和5年度 (2023年度)	1回	令和10年度 (2028年度)	1回	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

指標	現状値		目標値		備考
ゲートキーパーの養成数 窓口対応職員研修	令和5年度 (2023年度)	累計 367人	令和10年度 (2028年度)	累計 517人	1回30人の参加を 見込む
ゲートキーパーの養成数 メンタルヘルスに関する専門職研修 (修了生の数)	令和4年度 (2022年度)	累計 136人	令和10年度 (2028年度)	累計 211人	隔年実施 1回25人の参加 を見込む
ゲートキーパーの養成数 他職種ボランティアの養成講座 (修了生の数) 新規受講者	令和5年度 (2022年度)	累計 367人	令和9年度 (2027年度)	累計 397人	隔年実施 1回15人の参加を 見込む

基本施策3 住民への啓発と周知

指標	現状値		目標値		備考
「心の他職種ボランティア」または「心はれ ばれゲートキーパー」を知っている人の 割合	令和5年度 (2023年度)	18.6%	令和10年度 (2028年度)	1/3 以上	市民意識調査 第2期秋田県自殺 対策計画に準拠

基本施策4 生きることの促進要因への支援

指標	現状値		目標値		備考
こころの相談会の実施回数	令和4年度 (2022年度)	6回	令和10年度 (2028年度)	6回	

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

指標	現状値		目標値		備考
SOSの出し方教育の実施校の割合 (中学校)	令和4年度 (2022年度)	33.3%	令和10年度 (2028年度)	40% 以上	令和10(2028) 年度までの累積 (各校で1回は実 施) 第2期秋田県自殺 対策計画に準拠

重点施策1 高齢者への支援

指標	現状値		目標値		備考
	令和 4年度 (2022年度)	22人	令和 10年度 (2028年度)	30人	
心の健康づくり相談訪問数					

重点施策2 無職者・失業者への支援

指標	現状値		目標値		備考
	令和 5年度 (2023年度)	1回	令和 9年度 (2027年度)	1回	
「ふきのとうホットライン（能代市相談窓口一覧）」の作成・配布					隔年実施

重点施策3 健康問題に対する支援

指標	現状値		目標値		備考
	令和 4年度 (2022年度)	87.3%	令和 10年度 (2028年度)	87.3% 以上	
乳児全戸訪問の実施割合					
健康教室の開催回数	令和 4年度 (2022年度)	121回	令和 10年度 (2028年度)	125回	

重点施策4 地域・市民全体の意識の醸成

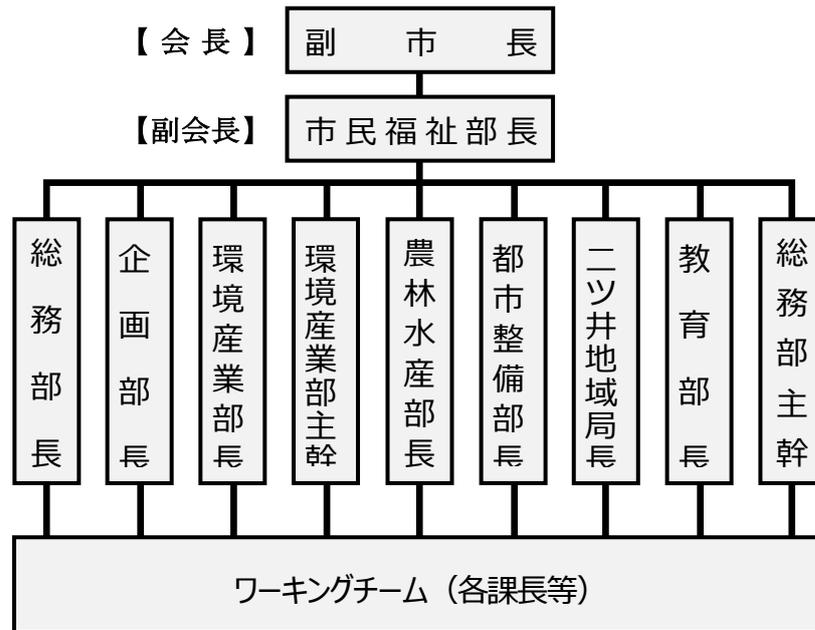
指標	現状値		目標値		備考
	令和 5年度 (2023年度)	1回	令和 10年度 (2028年度)	1回	
中学3年生向けのリーフレットの配布					



第6章 計画の推進体制

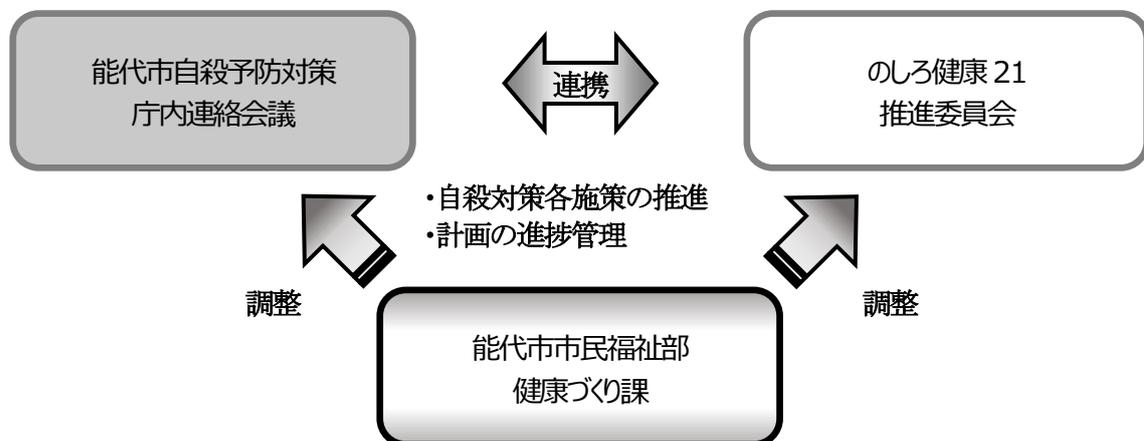
1. 計画推進体制

計画の推進にあたっては、「誰も自殺に追い込まれることのない能代」の実現を目指して、庁内に副市長を会長とし、各部等の部長級職員で構成する「能代市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し核とすることで、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。



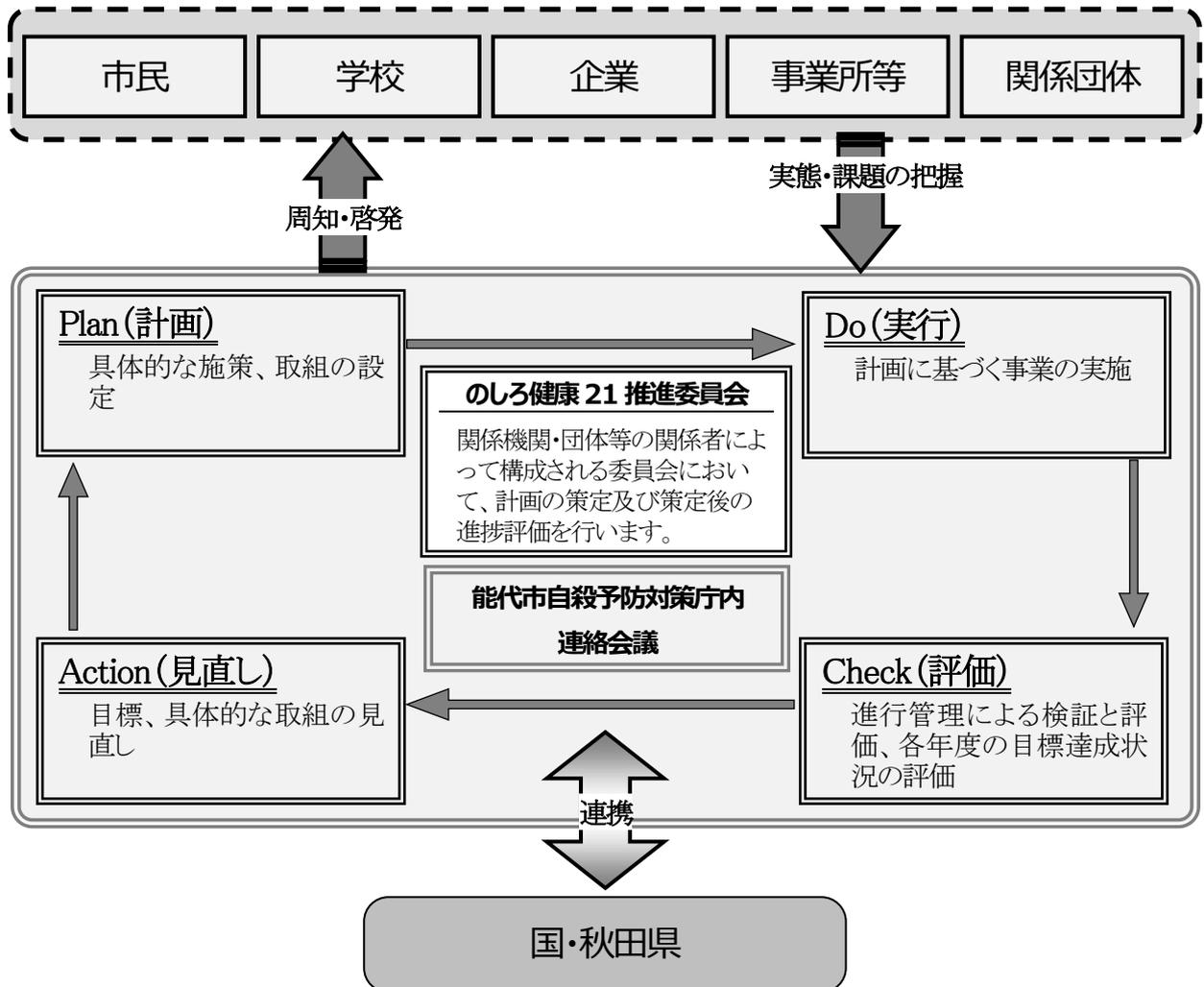
2. 関係団体による計画推進体制

医療保健福祉関係団体、経済地域団体、教育関係団体、地域住民組織、行政組織から組織されている「のしろ健康 21 推進委員会」を核とすることで、各関係者の連携のもと総合的・効果的に市の自殺対策を調整・推進していきます。



3. PDCAサイクルによる進行管理

計画の適切な進捗管理を行うため、のしろ健康 21 推進委員会を中心に進捗管理していきます。計画に記載している事業の進捗について、実施状況や課題、成果などを確認し、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画の内容を見直していきます。



○自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるところとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにこれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

○「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：
過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

促進要因：
自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。（平成27年18.5 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策十画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・ヒアリングスキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOS の出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ、尊さ、SOS の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもが SOS を出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どもの SOS を受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS 等を活用した相談事業支援の拡充、ICT を活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

○能代市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

能代市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市民のかけがえのない命を救う自殺予防対策を全庁で横断的に取り組むため、能代市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺予防対策に関する業務の情報交換及び調査に関すること。
- (2) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (3) その他自殺予防対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 企画部長
- (4) 市民福祉部長
- (5) 環境産業部長
- (6) 環境産業部主幹
- (7) 農林水産部長
- (8) 都市整備部長
- (9) 二ツ井地域局長
- (10) 教育部長
- (11) 総務部主幹

(会長等)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長をもって充て、副会長は市民福祉部長を充てる。

- 2 会長は、連絡会議の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 連絡会議には、組織を構成する部署の実務者による実務者会議を置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

〇のしろ健康21推進委員会設置要綱

のしろ健康21推進委員会設置要綱

平成18年8月23日

告示第177号

(設置)

第1条 のしろ健康21の円滑な推進及び見直しを図るとともに、自殺予防対策について検討し、市民の総合的な健康づくりにむけた取組を積極的に推進するため、のしろ健康21推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、提言するものとする。

- (1) のしろ健康21計画の推進及び見直しに関すること。
- (2) 自殺予防対策に関すること。
- (3) 前2号に関する事業の推進に関すること。
- (4) その他保健事業に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は35人以内とし、保健、医療及び福祉関係者等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(平24告示73・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(謝金)

第6条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(平20告示47・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月23日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日告示第73号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

〇のしろ健康21推進委員会名簿

のしろ健康21推進委員名簿

No	組織・団体名	委員名
1	能代市山本郡医師会	◎佐々木 廣仁
2	能代市山本郡歯科医師会	○森田 和弘
3	秋田県薬剤師会能代山本支部	安濃 恒明
4	秋田県看護協会能代山本地区支部	長門 江利子
5	秋田県栄養士会県北地区会	安保 江理子
6	秋田県理学療法士会	嶋田 誠司
7	能代市社会福祉協議会	松岡 亮
8	能代商工会議所	伊藤 彩花
9	あきた白神農業協同組合	村岡 美由紀
10	能代機械工業会	佐藤 恭平
11	能代仏教会	柴田 寛彦
12	能代市スポーツ推進委員会	工藤 達美
13	能代市校長会	檜森 秀樹
14	高等学校養護教諭部会	三浦 百合子
15	秋田しらかみ看護学院	小野 鈴江
16	能代山本教育研究会養護教諭部会	中村 信子
17	能代市民生委員児童委員協議会	佐藤 鏡子
18	能代市自治会連合協議会	原田 和雄
19	能代市健康推進員協議会	布川 有美子
20	能代市ボランティア連絡協議会	小山 佳代子
21	能代市心の傾聴ボランティア連絡会	加賀谷 七重
22	秋田県山本地域振興局福祉環境部	一ノ関 静
23	能代警察署	加賀屋 毅
24	能代山本広域市町村圏組合消防本部	小野 栄士
25	能代労働基準監督署	中村 茂樹
26	能代公共職業安定所	古谷 篤志
27	能代市第一保育所	藤田 泉

(◎委員長、○副委員長、敬称略)

オブザーバー 秋田大学自殺予防総合研究センター 特任助教 宮本翔平

心のセーフティネットふきのとうホットライン能代市窓口一覧

心のセーフティネット ふきのとうホットライン 能代市 相談窓口一覧

2023年度版

「ふきのとうホットライン」は各分野の相談窓口をネットワークした相談網です。気軽に相談していただくことによって、抱えている問題の改善や解決が図られ、心の悩み・苦しみが和らぐよう、願っています。



能代市こころのホームページ



蜘蛛の糸(SNS相談)

ひとりで悩まず
気軽にご相談ください。



能代市の自殺予防啓発キャラクター「こころん」

※受付時間は年末年始を除く場合があります。

分野	相談内容	相談窓口	電話番号など	受付時間
心と体の悩み	心と体に関する健康相談	能代市健康づくり課(保健センター)	0185-58-3699	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	心に関する医師による専門相談(要予約)	能代市二ツ井地域局市民福祉課	0185-73-5500	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
	心の悩みと自殺問題	山本地域振興局福祉環境部	0185-55-8023	第4次曜日 14:30～16:30 毎月12/29～1/3を除く
	つらい気持ちを抱えている方の相談	秋田いのちの電話	018-865-4343	上の二次元コードを眺み取ってください
	24時間 どんなんひとのどんなん悩みにも対応します	蜘蛛の糸(SNS相談)	0120-279-338	24時間、通話料無料
	ストレス・うつなどの全般的なこころの相談	よりそいホットライン	018-831-3939	平日 9:00～16:00 土日祝日 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	18歳以上のひきこもり状態にある、ご本人やそのご家族などからの相談	秋田県子ども・女性・障害者相談センター(精神保健福祉センター) こころの電話相談	018-831-2525	電話、面談(要予約) 月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
	不安や困りごと相談	能代市福祉課	0185-89-2153	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	死にたい気持ちのある方、自死遺族の方の相談	能代市社会福祉協議会(くらしサポート相談室)	0185-88-8186	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	精神科の救急全般の相談	あきたいのちのケアセンター	0120-735-256	土日祝 10:00～18:00 (年末年始を除く)
		精神科救急情報センター	018-892-3780	土日祝 9:00～22:00
医療	精神医療面の相談・治療は、医療機関を紹介できますので「上記各相談窓口」にお問い合わせ下さい。			
	医療に関する苦情や相談	医療安全支援センター	018-860-1414	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、 13:00～16:00
	薬に関する苦情や相談	秋田県薬剤師会医薬品情報センター	018-834-8931	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
女性	夫や恋人からの暴力等、女性がかかえる悩みに関する相談	能代市子育て支援課	0185-89-2947	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	女性が抱える悩み事の相談(夫等の暴力、離婚、家庭、男女問題など)	山本地域振興局福祉環境部	0185-55-8020	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
	DV、夫婦、親子、男女関係、性的指向、性自認など	秋田県子ども・女性・障害者相談センター(女性相談所)女性ダイヤル相談	0120-783-251 (DV緊急用) 018-835-9052 (相談専用)	平日 8:30～21:00 土日祝 9:00～18:00 (12/29～1/3を除く)
	DV・セクハラ被害など女性の人権相談	秋田県中央男女共同参画センター(ハーモニー相談室)	018-836-7846	月～土 10:00～17:00 (祝日を除く)
	職場における男女差別、ハラスメント、妊娠・出産等を理由とする解雇等の相談、育児・介護休業取得等に関する相談	法務局女性の人権ホットライン	0570-070810	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
女性の被害(性犯罪・ストーカー・DV)などの相談	秋田労働局雇用環境・均等室	018-862-6684	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
		能代警察署	0185-52-4311	随時
金融・経営	多重債務者の相談	秋田なまはげの会	018-862-2253	月 17:30～19:00 水 19:00～20:00 土 13:00～16:00
	銀行業務に関する様々な相談、要望(預金、貸出、外国為替、証券、保険相談など)	銀行とりひき相談所	018-863-9181	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決、貸付自粛登録	日本貸金業協会秋田県支部	0570-051051	月～金(祝日、12/29を除く) 9:00～17:00
	借金などが理由で経済的に困窮している方の相談	低所得者世帯等の生活費等資金貸付についての相談	能代市社会福祉協議会(くらしサポート相談室)	0185-88-8186
経営に関する相談(資金繰り、税務、労務等)	能代商工会議所	0185-52-6341	月～金(祝日を除く) 9:00～17:00	
		二ツ井商工会	0185-73-2953	
消費生活	商品・サービス等の契約、品質などに関する消費トラブルや多重債務の相談	能代市消費生活センター	0185-89-2939	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
		秋田県生活センター北部消費生活相談室	0186-45-1040	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
		秋田県生活センター	018-835-0999	
倒産	倒産危機など企業主の相談、自殺対策・相談	蜘蛛の糸(くものいと)	018-853-9759	月～金(祝日を除く) 10:00～17:00
職場	労働問題に関する相談	能代労働基準監督署	0185-52-6151	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ストレス、転職などの相談	ハローワーク能代しごと・ストレスチェック相談室	0185-54-7311	午前 9:00～15:00
在住外国人	日本語学習等についての相談	能代市市民生活力推進課	0185-89-2212	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	さまざまな悩み事相談 日本語学習についての相談	秋田県地域外国人相談員(のしる日本語学習会)	090-3640-0459	随時
	在住外国人の様々な相談	秋田県外国人相談センター	018-884-7050 soudan21@alahome.or.jp	月～金、第3土(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

分野	相談内容	相談窓口	電話番号など	受付時間
高齢者	高齢者の福祉や介護に関する相談	能代市長委いきがい課 能代市二ツ井地域局市民福祉課 本庁地域包括支援センター 南地域包括支援センター 北地域包括支援センター 二ツ井地域包括支援センター	0185-89-2156 0185-73-5500 0185-74-7156 0185-74-6700 0185-74-7730 0185-73-6662	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 月～土(祝日を除く) 8:30～17:15 月～土(祝日を除く) 8:30～17:30
	高齢者の生きがいづくりや居場所づくりの相談	能代市社会福祉協議会	0185-89-6000	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	高齢者のくらし・法律・権利擁護・介護などの相談	能代市社会福祉協議会(権利擁護センター) 秋田県高齢者総合相談・生活支援センター	0185-89-6000 018-824-4165	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
子ども・青少年	妊娠や出産、育児に関する相談 乳幼児の子育て・発達についての相談	能代市子育て世代包括支援センター めんchocoてらす 能代市二ツ井地域局市民福祉課	0185-89-2948 0185-73-5500	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	乳幼児の子育て・発達についての相談	能代市子育て支援センター サンピノ 能代市子育て支援センター さんほえむ 能代地域生活支援センター 児童発達支援	0185-52-8115 0185-73-3111 0185-58-5670	月～土(祝日を除く) 8:30～17:15 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:40～17:30
	子どもの急な病気などの相談	秋田県子ども救急電話相談室	#8000 018-895-9900	毎日19:00～ 翌朝8:00
	育児・いじめ・不登校・虐待・非行等 18歳未満の児童に関する相談	能代市子育て支援課 能代市家庭児童相談員 児童相談所虐待対応ダイヤル 秋田県北児童相談所	0185-89-2947 0185-89-2955 189(全国共通) 0186-52-3956	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 24時間毎日 月～土(祝日を除く) 8:30～17:15
	18歳未満児童の育児・非行・いじめ・虐待・人権に関する相談	法務局こどもの人権110番	0120-007-110	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	子どもの悩み・非行など少女少女と保護者の相談	やまびこ電話 能代警察署	018-824-1212 0185-52-4311	24時間毎日 随時
	いじめ、不登校など学校教育問題の相談	能代市教育相談(風の子電話) すこやか電話	0185-89-1616 0120-377-804	月～金(祝日を除く) 9:00～16:00 月～土(祝日を除く) 8:30～17:00
障がいのある方・難病	障がいのある方や家族関係者が抱える問題や悩みの相談	在宅障害者支援施設 とらいあんぐる 能代市障がい者基幹相談支援センター	0185-89-6333 0185-74-5233	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	障がい者と家族の様々な悩み相談	能代市福祉課 能代市二ツ井地域局市民福祉課	0185-89-2153 0185-73-5500	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	障がい者と家族の様々な悩み相談	障害者110番	TEL018-863-1290 FAX018-863-1296	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	判断能力が低下した方(認知症含む)の財産管理や身の回りの手続きについての相談	能代市社会福祉協議会(権利擁護センター)	0185-89-6000	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
難病に関する相談	山本地域振興局福祉環境部 秋田県難病相談支援センター	0185-52-4333 018-866-7754	月～土(祝日を除く) 9:30～16:30	
ひとり親家庭	ひとり親家庭の生活相談と就業相談など	能代市母子父子自立支援員	0185-89-2956	月～金(祝日を除く) 9:00～17:00
	ひとり親家庭の就業・養育費相談など	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター	018-896-1531	月～金(祝日を除く) 8:30～17:00
生活安全・犯罪被害者	特殊詐欺や事件・事故などに関する相談や意見・要望 行方不明者の届出・覚せい剤等薬物・ヤミ金・悪質 商法・非行に関する相談	県民安全相談センター 能代警察署 能代警察署 二ツ井交番	#9110(018-864-9110) 0185-52-4311 0185-73-3046	24時間毎日 随時
	サイバー犯罪に関する相談	サイバー犯罪相談電話	018-865-8110	受付時間:9:00～17:15 担当の係員が受付 可能(日・祭日を除く)
	暴力団員による不当な行為に関する相談	暴力団撲滅秋田県会議	0120-893-184	月～金(祝日を除く) 8:30～16:30
	性犯罪被害等の相談	性犯罪被害相談電話	0120-028-110 #8103(ハートさん)	24時間毎日
	犯罪や事故等の被害相談と支援	秋田被害者支援センター	0120-62-8010	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～18:00
薬物乱用	覚せい剤などの相談	薬物相談窓口(秋田県医療事業課)	018-860-1407	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
人権	人権問題全般の相談	秋田地方法務局能代支局 法務局みんなの人権110番	0185-54-4111 0570-003110	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	交通事故	賠償責任、示談の仕方、自賠責の請求手続などの交通事故相談	秋田県生活センター交通事故相談	018-836-7804 018-836-7805
法律	各種法律問題全般(原則有料) 無料法律相談	秋田弁護士会法律相談センター 能代市社会福祉協議会	予約受付(直接相談のみ) 018-896-5599 0185-89-6000	月～金(祝日を除く) 9:30～16:30 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
生活・福祉	生活・福祉に関する各種相談	能代市社会福祉協議会 能代市社会福祉協議会 二ツ井総合福祉センター 能代市社会福祉協議会(くらしサポート相談室) 能代市福祉課・生活困窮相談	0185-89-6000 0185-73-3801 0185-88-8186 0185-89-2154	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ボランティアについての相談	能代市社会福祉協議会(能代市ボランティアセンター)	0185-89-6000	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	福祉サービスに関わる苦情・相談	秋田県福祉サービス相談支援センター ライフサポートセンターあぎた	018-864-2726 ssc@aklakenshakyō.or.jp 0120-980-669	月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 月～金(祝日を除く) 10:00～17:00
	暮らしなんでも相談	能代市社会福祉協議会 能代市社会福祉協議会 二ツ井総合福祉センター	0185-89-6000 0185-73-3801	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

お問い合わせ先:能代市健康づくり課 TEL 0185-58-2838 二ツ井地域局市民福祉課 TEL 0185-73-5500

第2期能代市自殺対策計画
[令和6～10(2024～2028)年度]
令和6(2024)年3月

編集	能代市 市民福祉部 健康づくり課 (保健センター) 〒016-0157 秋田県能代市字腹鞆ノ沢 19 番地 3 TEL : 0185-58-2838
----	---